
平成20年 第3回(定例)由布市議会会議録(第3日)

平成20年8月22日(金曜日)

議事日程(第3号)

平成20年8月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第6号 平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第3 認定第1号 平成19年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第4 議案第60号 由布市みらいふるさと基金条例の制定について
- 日程第5 議案第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第6 議案第62号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第7 議案第63号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第8 議案第64号 由布市土地開発公社定款の変更について
- 日程第9 議案第65号 大分県交通災害共済組合理約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第66号 大分市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第67号 別府市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第12 議案第68号 杵築市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第69号 由布市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第70号 由布市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第15 議案第71号 中津市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第16 議案第72号 平成20年度由布市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第73号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

て

日程第18 議案第74号 平成20年度由布市老人保健特別会計補正予算（第1号）について

日程第19 議案第75号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第20 議案第76号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について

追加日程

日程第1 陳情について

日程第2 議案第77号 副市長の選任について

日程第3 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程

日程第1 陳情について

日程第2 議案第77号 副市長の選任について

日程第3 議案第78号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第2 報告第6号 平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第3 認定第1号 平成19年度由布市水道事業会計収支決算の認定について

日程第4 議案第60号 由布市みらいふるさと基金条例の制定について

日程第5 議案第61号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第6 議案第62号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

日程第7 議案第63号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について

日程第8 議案第64号 由布市土地開発公社定款の変更について

日程第9 議案第65号 大分県交通災害共済組合規約の変更に関する協議について

日程第10 議案第66号 大分市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について

日程第11 議案第67号 別府市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について

日程第12 議案第68号 杵築市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について

- 日程第13 議案第69号 由布市と九重町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第70号 由布市と日出町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第15 議案第71号 中津市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 日程第16 議案第72号 平成20年度由布市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第17 議案第73号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第74号 平成20年度由布市老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第75号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第76号 水槽付消防ポンプ自動車の購入について

出席議員(25名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
4番 新井 一徳君	5番 佐藤 郁夫君
6番 佐藤 友信君	7番 溝口 泰章君
8番 西郡 均君	9番 湊野けさ子君
10番 太田 正美君	11番 二宮 英俊君
12番 藤柴 厚才君	13番 佐藤 正君
14番 江藤 明彦君	15番 佐藤 人巳君
16番 田中真理子君	17番 利光 直人君
18番 久保 博義君	19番 小野二三人君
20番 吉村 幸治君	21番 工藤 安雄君
22番 生野 征平君	23番 山村 博司君
24番 後藤 憲次君	25番 丹生 文雄君
26番 三重野精二君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

とも簡潔に、また節度ある発言をお願いします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、16番、田中真理子君の質問を許可します。田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） おはようございます。16番、田中真理子です。議長の許可を得ましたので、通告順に従いまして3点ほど質問をいたします。市長はじめ担当の部課長には答弁のほどよろしくお願ひいたします。

初めに、余談になりますが、昨日の女子ソフトボールは金メダルが取れて私も大変喜んでおります。彼女たちのその努力に対しましても、称賛のお祝いを申し上げたいと思います。彼女たちがメダルを取った後に、2016年に向けてボールを「2016」と書き、そのときにまたリベンジをしたいということで、日本、アメリカ、オーストラリアが心一つにして頑張るという決意をあらわしたということです。私は、昨日、国体の説明会とのぞみ園の納涼祭と、その後にミニバレーボールに行きましたので、ちょっと見損ねたんですが、彼女たちの気力に負けないで、私たちも頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず第1点目の農地・水・環境保全対策についてお願ひいたします。

今日のように悪条件の中で、農業対策に何が功をなすのか、暗中模索する中でいろんな検討がなされ、農業振興はもちろん食料の安定供給、食の安全、自給率向上と市町村の担当課においても努力しているところだと御苦労に感謝します。しかし、現状はなかなか厳しく、原油料の高騰は輸送はもちろんハウス栽培等にも大きな影響を与えており、イカやサンマの休漁、そして家庭でも電気代が9月から上がります。また、周辺部においては高齢化し、担い手不足、農地放棄をはじめ人が住まない、住めない状況へと進みつつあると思います。今、とられている農業政策が本当に正しいかどうか、規制緩和をはじめ土地の有効利用、さらには消費者の正しい理解のもとに食の根源である農業に対する認識を深めていかなければならないと思います。そして、今あらゆる分野で循環型の取り組みが検討されております。

農業の観点から見ても、水の環境一つとっても、生活排水を整備することによって、山が生き、水が清浄化され、川が美しくなり、おいしいお米がとれる、その環境整備に以前は農家だけで十分足りていた労力も徐々に弱くなっており、地域で食の問題を総合的に考え、取り組んでいくことが大切だと思います。価格の変動により、左右される米づくりですが、米の粉の見直しが行われており、パンやパスタ、ケーキ、めん類と利用できるようになりました。そのためには、せめて米だけはつくってもらいたい。そして、美しい水が命だと思います。

今回、この1つ目の質問であります農地・水・環境保全対策が6月30日で、今年度の申請が締め切りとなっております。偶然、合同新聞に田野小野地域での取り組みの写真が載っております。改めてこの事業内容、市の取り組み状況、利用している地域についてお尋ねいたします。

今回の補正予算においても、負担金の増額が上がっております。その説明方もよろしくお伺いいたします。そして、その2として、減農薬、環境負荷も織り込んだこの取り組みは、今後も継続し、市としても積極的に進めていくのかお伺いいたします。

続いて、2つ目の生ごみの再生利用の推進についてお伺いします。

埋立地がなくなる中で、廃棄に対する問題が深刻化し、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、さらに携帯電話のリサイクル、パソコンのリサイクルと、それぞれのリサイクル法の制度により、使えるものは使う、再利用できるものは再利用する、少しでも不燃物を少なくするために、手間がかかりますが、努力が払われているところです。さらに、CO₂排出削減のためにエコ対策も進められております。

そして、原油高により最近では燃料確保のため、廃油、搾りかす、木くず、飼料用の穀物等がバイオエネルギーとして開発され、世界じゅうで取り組みが始まっております。この生ごみも堆肥だけでなく、メタンガスが発生するのでエネルギーにもなります。しかし、この生ごみ分別は、消費段階、製造段階、流通段階とそれぞれの部分で出てきておりますが、再生利用は非常に難しいものがあります。食品業界では、食品リサイクル法により、廃棄量の届けや減らす努力、また再生利用が義務化されております。一方、家庭用の生ごみも年間1,000万トンもの食べ残しが出ております。この食べ残しの量は年々増加傾向にあると報告されています。

一方で、他のリサイクル法が進むにつれて、生ごみだけでは燃えにくくなり、燃料がかさみます。少しでも水分量を減らして軽く出すことが大切になってきます。この重さを減らすだけでも収集車の台数や燃やすエネルギー、捨てる場所が節約できます。収入源がないこの現状の中で、どうやりくりするのか、要るものは絶対に必要となってきます。ごみ処理にかかる費用は税金で賄われております。国や県がごみの問題を重視しようとしている割には、市町村の対応は遅い気がします。田舎には土があり、家庭でも生ごみ処理にしっかり取り組んでいる方がたくさんいます。この生ごみ再生利用は、なかなか右から左へとスムーズにはいかないのですが、検討、研究の余地はあると思います。

そこで、1として、事業系生ごみと家庭用生ごみの廃棄量は把握できているのか、どうか。2番目として、生ごみの再生利用の取り組みの重要性をどうとらえているのか、お伺いいたします。

最後に、3つ目として、認定こども園の対策の検討についてお伺いいたします。

この認定こども園については、以前から質問が再三出ていると思います。なかなか前に進まないのが現状かと思えます。市では公立保育所の民営化が進行しておりますが、挟間の場合については立地条件、それ以外にゼロ歳から2歳の保育にかけない母親で育児不安を抱えている専業主婦の状況を考えたとき、本来ならば幼保一元化の推進や他の対策がなかったかどうか、慎重に考

慮すべきではなかったかと思えます。この認定こども園が法的にどういう経過をたどったかは申さずとも御存じのことと思えます。

平成18年から本格実施するとされ、就学前の教育、保育を一体としてとらえた一貫して総合施設を制度化したもので、文部省と厚生労働省では18年3月7日に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提案の推進に関する法律案として閣議決定し、国会に提出し、18年6月9日に可決成立し、6月15日に公布し、10月1日に施行されております。これまで認定こども園については「難しいですね」という答えしか返っておりません。私個人としては、公的に果たす保育所の役割は、十分あると思っております。国の政策が財源的な仕組みを通して、保育のあり方を変えようとしているのであれば、平成16年、補助金ゼロとなった時点で行政は市の財政も踏まえ、あり方を検討すべきではなかったかと思っております。公立的には財政の厳しさ、また保育サービスを向上させるという課題はあるでしょうけど、議会においても差のない採択でしたので、今後も保護者の疑問の解決には話し合いの積み重ねをしてもらいたいと思っております。しかし、時間がないと進んでいるのが現状だろうと思えます。

このような流れの中で、まず民営化のその後の状況、進捗状況についてお知らせください。

続いて2点目として、「子ども交付金」制度の活用、利用についてお伺いします。新制度なので、これからだと思いますが、これもとらえてみる価値はあると思えます。今回、政府は社会保障分野において、5つの安心プランを発表しました。1つは高齢者政策、2番目に医療、3番目に子育て支援、4番目に雇用政策、5番目に厚生労働行政の信頼回復の5つです。

3番目の子育て支援では、認定こども園の普及に向けた改革、兄弟のいる家庭、大都市の待機児童解消、子育てに不安を抱く母親のための一時預かり事業の充実など挙げております。中でも希望するのは、すべての子どもに保育サービスを受けられるよう、厚生労働省と文部科学省の関係予算を一元化した子ども交付基金制度を新設する方針を示しております。一方、財源の見通しが見つからない中で、このような政策が具体化されるかどうかは不安な面もあると言われておりますが、市においてこの制度を活用し、一步踏み込んだ幼保一元化の検討ができないか、お伺いいたします。

以上、この3点について質問をいたします。再質問は自席にて行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。それでは、16番、田中真理子議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の農地・水・環境保全向上対策についてお答えをいたします。この事業は、平成19年度から23年度までの5年間実施されまして、農地・水・環境の良好な保全と質的向上をねらい

に地域が共同で取り組む活動組織を支援するものでございます。補助対象となるためには、まず農振農用地内にある集落単位や水系単位等で活動組織をつくり、組織の規約や活動計画をつくる必要があります、組織には農業者だけではなく、それ以外の人も参加することが必要になります。その上で、活動組織と市町村が協定を結び、要件を満たす活動組織に対して助成金が交付される仕組みになっております。

活動組織は、集落内や水系内の農地の草刈りや農道・水路等の維持補修・景観植物の植栽等、事業を実施することになります。取り組み地域は、平成19年度申請地区14地区であります。平成20年度につきましては申請地区15地区でありまして、総面積は1,680ヘクタール、交付金総額、年7,090万円の見込みでございます。本事業は、平成19年度から始まり、5年間で終了いたします。市といたしましては、農地・農業施設の維持管理や農村環境の向上が図られるよう、県及び県内市町村と一緒に事業の継続を国に要望していく予定であります。

次に、2点目の生ごみ再処理推進についての事業系生ごみと家庭用生ごみ廃棄量は把握できるのかについてですが、廃棄量につきましては、把握できておりません。現在、生ごみは「燃やせるごみ」として他の可燃物と混合で回収し、福宗清掃工場で焼却処理をしております。また、事業系ごみにつきましては、市や環境衛生組合では回収せず一般廃棄物の許可業者による回収を行っておりますが、同様に「燃やせるごみ」で処理されているために、生ごみだけの量は把握できないのが現状であります。

次に、生ごみ再生利用の取り組みの重要性をどうとらえているかということでございますが、生ごみの減量やリサイクルにつきましては、従来から言われておりますように、ごみ処理経費の節減とともに、環境負荷を減らすなど、効果のあることは知らされております。御質問の重要性につきましては、大きく4つのことが上げられると思います。

1つは、資源としての有効利用による効果であります。家畜の飼料として、そのまま利用されたり、堆肥化して農地に還元するなどにより、ごみ処理量の減やコストの削減の効果があります。

2つ目に、生ごみに含まれる窒素・リン酸などを利用し堆肥化させることによりまして、化学肥料から有機肥料への転換で、農地の環境負荷低減につながるとともに、食の原点であります農業を活性化し、安全な食の提供に寄与する効果があります。

3点目には、消費者と野菜等の生産者の地域循環により、地域コミュニティの活性化に役立つ効果があります。地域循環とは、生ごみを堆肥化し、野菜等を生産、地産地消として朝市等で販売、消費者が生ごみを分別して出すという循環のことを指しております。家庭での堆肥化・家庭菜園での利用も一つの循環であります。

4つ目には、生ごみのリサイクルを題材として、将来を担う子どもたちはもちろん、あらゆる世代に環境の大切さを学ぶ大きな効果があると考えおります。生ごみの再生利用につきましては、

大きな効果があることは承知しておりますけれども、容器包装リサイクル法や広域処理の関係でプラスチック製容器包装の分別収集、さらには紙製容器包装の分別収集が急務とされておりまして、生ごみの再生利用につきましては、具体的な取り組みがなされていないのが現状であります。

日田市や宇佐市が取り組んでいるような「バイオマス構想」まではできませんが、家庭で取り組める「生ごみの減量化やリサイクル」につきましては、生ごみの発生抑制推進を基本として、生ごみの水切り運動や最近取り上げられているダンボールコンポスト等の情報提供など、市民への啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の認定こども園の対策の検討についてお答えをいたします。認定こども園は、幼稚園と保育所の制度の枠組みを越えて小学校就学前の子どもに対し、幼児教育、保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の取り組みを充実させる新たな選択肢として、平成18年10月から制度が導入されましたが、補助金等の手続で厚生労働省と文部科学省の所管が分かれるなど、事務の煩雑さや財政負担が伴うこともありまして、全国で設置がなかなか進んでいないのが現状であります。

大分県内では、平成20年4月1日現在、5施設が認定こども園を開設しており、今後は県内の動向を見ながら、由布市におきましても認定こども園の対応について既存の保育所などと協議をし、対応してまいりたいと思います。

次に、公立保育園の民営化の状況・進捗状況についてでございますが、挾間・西庄内保育所の民営化についての保護者説明会を平成19年9月より始めたところではありますが、両保育所の保護者から早過ぎると、性急過ぎると意見があり、その意見を尊重し、両保育所とも1年延期して、平成21年4月より民営化することにしたところでございます。

これまで保護者説明会とガイドラインの説明をあわせて挾間保育所では9回、西庄内保育所は3回、保護者説明会を実施し、理解を求めてきたところでございますが、挾間保育所保護者の皆さんからは民営化、そのものに対する反対もありました。そうした中、挾間保育所の保護者から民営化反対の請願が3月議会に提出をされました。6月議会の不採択の審議結果を踏まえまして、民営化に向けて、その方法や今後のスケジュールを検討するガイドライン策定委員会を設定し、作業を始めたところでございます。現在、ガイドライン策定委員会は12名で構成され、最終答申に向けて鋭意まとめていただいております。

挾間保育所の保護者とのこれまでの経緯について、詳しく説明いたしますと、これまで保護者会に私が5回出席をいたしまして、民営化に対して、その説明を行い、理解を求めてきたところであり、納得がいかない点、どこが不安なのか、すべてお知らせくださいということをお願いをいたしましたが、最終的にはその具体的な納得がいかない点は、民営化そのものは納得いかないという反対でありました。そこで7月30日、文書で再度お願いをしたところ、8月5日に文書

で返答をいただきましたので、8月8日の説明会の席上で質問事項や疑問点、不安点などについて詳しく回答をし、説明を行ったところでありました。

また、ガイドライン策定委員会にも参加をしていただくようお願いをいたしたところでありました。しかしながら、「公営でなければ反対である」と言われる保護者の方とは議論が最後までかみ合わず平行線をたどりました。そこで、私からは「皆さんの質問や不安などの点につきまして、安心していただけるよう、すべて対策などを説明を詳細にいたしました。さらに納得がいかないという点についてございましたら、申し出ていただきたいをお願いをいたしたところでありましたが、具体的な点は何も出てきておりません。今回をもって私が出席する説明会は最後といたします」ということで、会を終わったところでございます。

ガイドライン策定委員会では、まだ最終答申には至っていないようでありますので、子育て支援策に関する挟間保育所の保護者の要望や説明会で出された意見を検討し、ガイドラインの答申案に反映していただくようお願いをしているところでございます。以上が経緯でございます。

次に、「子ども交付金」制度の活用・利用についてお答えをいたします。「子ども交付金」は、幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ認定こども園に助成する自治体に交付金を一括支給する仕組みでございまして、煩雑な手続を簡素化することで、当初の期待ほどふえていない認定こども園の普及を加速し、待機児童解消につなげたい考えであります。政府は、先ごろ希望するすべての子どもが保育サービスを受けられるよう、厚生労働省と文部科学省の関係予算を一元化した「子ども交付金」制度を新設する方針を固めております。7月29日に公表されました社会保障分野の緊急対策「5つの安心プラン」の柱として位置づけるものでございます。国は、待機児童が多い大都市圏を対象に、新たな認可保育所の整備や定員増に取り組む自治体への財政支援も検討しているところであり、これにより認定こども園の普及を図りたいとの考えのようでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） ありがとうございます。

それでは、まず初めに最初の1番目の質問からお伺いをいたしたいと思います。何年に開始かとか、期限があるのかとかいうことはわかりました。平成19年から23年の5年間だということですね。条件的にも今、市長が説明されたと思いますのでわかりませんが、その環境の負荷の中で、いろんな取り組みをのせなきゃならないと思うんですが、減農薬、それから環境についてとか、そういうことはちょっと具体的どういうふうにその地域は計画をしているのか、わかりませんか。

何か自分たちで、例えばもちろん下水の掃除はしなきゃならないんでしょうが、どういうことに取り組むとかいう、そういうことは別に規定されてないんでしょうか。年間どういうことをす

れば、その許可がおりるのかとか、そういうあれは基準はあるんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。先ほどの答弁の中にもありましたように、まず地域で組織をつくって計画書をつくり、それを現実には土地連というところの組織へ申請をするようになっているんですが、計画内容につきましては、水路の草刈り、あるいは農道の草刈り整備といったような事業内容が主体になっておまして、そのほかそれに伴う現実には草刈り機の備品を配付したり、そういった事業内容も事業の中に含まれております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 土地連に行くということは、その前の書類的には一度見てはいるんですか。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 一応、市の方では申請書を經由という形でして、市と県とその土地連でつくってる協議会の方で内容審査がございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） そうしますと、今、2年間しかあれは行われていないんですが、これを今、由布市でも何地区ですかね、29地区あるんですが、1冊の資料として年間どういうことをしているかとかいう報告書みたいなのは、また市の方の手元の方に戻ってきてますか。いわゆる事業報告というか、結果報告のようなものは、手元にあるんですか。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 事業報告も一応、市の方を通過ということとして、最終的には土地連の方へ提出をしております。事業内容そのものにつきましては、先ほど申しましたように、水路、草刈りの地域の方が実施した場合に、日当の支給、そういったものが主な事業内容になっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） ということは、土地連の方からは由布市地域はどういうことをそれぞれの許可された地域がしてるかということは、達成率のようなものというのはわからないんです。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。達成率そのものは、ちょっと手元に資料がございま

せんで把握はできておりませんが、当然その計画書に基づいて実施をするのが義務づけられておりますので、ほぼ100%に近い事業実施率だというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） その確認ということは、もう土地連の方がするんですか。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 最終確認は土地連の方でやりますが、私どもの方でも一応、事業実施計画、実施報告につきましては、チェックを確認作業をしております。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） わかりました。この事業は、私、そういった環境負荷つけたりして、お互いが助け合っとうということ、非常にいい事業だと思っております。例えばですが、私ところは田野小野がこの事業を始めたというのであれば、水は上から下に流れてきますので、その下の地域、私たちの同尻地域は、田野小野ほど田畑がないんですが、その連携とかいうのはどうなるんですかね、そこの1カ所だけがそうするのじゃなくて、やはり全体をしていかなきゃならないと思うんですけど、これはそこの地域の申請のみで進められているんですね。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 一応、自治体とか隣保班単位で申請があつてはるんですが、現実に広域で協議会というか、活動組織をつくって補助対象になっている地域もございます。現在、昨年度に事業認定、補助対象になっております協議会が湯布院と庄内地域で協議会がございますが、中の瀬資源保全推進協議会というところが広域でやっておりますし、もう一カ所、庄内と挾間にございまして谷地域資源保全推進協議会という組織をつくって活動を広域的にやっております。

これは、事業対象そのものになるためには、先ほども申しましたように、活動組織ができればいいということとして、その活動組織の中には農家の方だけではなくて、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、一般の人も入ることが条件にされております。もし、そういう地域がございましたら来年度も引き続き事業がございますので、よく地元で話し合いをされて事業申請をしていただければ対象になるというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） わかりました。私、田野小野の写真が載っていたので、その自治区だけの取り組みかなと思つたら、谷地域全体でいいんですか、全体で取り組んでいるということなので、私とこの地域も入ると思います。そのときに、一般の人が入ることが非常にいいことだと思うんですね。その一般の人どこまで声をかけるのか、一般の人が何人おればいいのかということは、私もこれもう少しよく調べればわかるんでしょうけど、ぜひ手伝える人は手伝う、よその人がするからいいんじゃないかと、やはり水とかいうのは全体で守らなきゃならないこ

とだと思うので、今後これについては5年間の期限があつて23年までということなので、そういう取り組みの箇所が、これはやはりふえた方がいいんでしょう。おかしい言い方をしますけど、内容的に私、ほんとすばらしいことだなと思いますので、今後、市としても積極的に取り組んでいくのかどうか、その辺の意気込みはどうなんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 昨日からの一般質問の中にも幾つかありましたけども、小集落、あるいは高齢化集落に対する対策という意味からしても、あわせて農地・水・環境保全をする活動が補助対象になっているということもございますので、農政課サイドとしては事業の年度の延長を含めて取り組みたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） ありがとうございます。私も、やはりこれはその場しのぎではだめだと思いますので、やはり継続性を持ってこういう事業はしていただきたい。すべて単年度、3年ないし5年でいろんな事業が終わるんですが、いいことにはそれをやはり続けていくという心構えが必要じゃないかなと思います。これから団塊の世代に入りまして、女性も男性もそういったところで余力というか、元気があればできるのではないかと思いますので、そういうところとも組み合わせて地域に広めていってもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2点目の生ごみについてお伺いいたします。今、市長から報告がありました。生ごみに対する4つの取り組みを報告してもらいました。私、これは非常にいいことだなと思います。そういう考えでおられるというのを聞いて少しは安心をしております。できれば、生ごみ処理機、電気にしてもコンポストにしても補助金が2年前ですかね、打ち切られておりますよね。今、これは本来ならば、こういうことを進めるに当たっては、コンポストも生ごみ処理機の補助金も多少なりともある方がいいのではないかなと思うんですが、その辺については今後、何か検討されておりますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 環境課長。

○環境課長（溝口 博則君） 環境課長です。16番の田中議員の御質問にお答えします。

平成17年、合併しましたときには過去旧3町とも生ごみ処理機に対しての補助制度はありました。合併が年度の途中でありましたので、一応そのまま継続をいたしました。18年度も一応、継続はしたんですけれども、行財政改革、いわゆる財政の健全化ということで、補助金の見直し等ありまして、その中で一応廃止ということになりました。19年度からは現在は廃止いたしております。確かに大きな効果、選択肢があることは大切なことだと思いますけれども、そういった経緯があります関係で、今の基本的な考え方としましては、市長の答弁にもありましたように発生そのものを抑えていこう、出たものをどうするのではなくて、発生のなるべくエコクッキン

グだとか、買わないとかつくり過ぎないとか、ごみの3R運動ではないんですが、発生そのものを抑えていきたい、その中で財政的なものが許せば将来的には、また生ごみ処理機に対する補助制度の復活ということもあり得るかもしれませんけれども、現在としてはそういったことでそういった経緯がありますので、発生抑制の方を基本的にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） やはりごみを減らす一番の工夫は、その発生を減らす、発生抑制をするということにあると思います。それで、先日、安心院に行ってきました。なぜ安心院に行ってきたかと言うと、安心院の方が先に私たちの方に来られて、今、私たちの団体が取り組んでおりますダンボールコンポストについての説明をしてくれということだったので、その説明をしました。そうしたら、非常に乗り気になっておりまして、そのダンボールコンポストをどういうふうになっているか、見に行っただけですが、もう市の予算、宇佐市の予算が30万円ほどついて、そのダンボールコンポストの啓発をしてくれということで、非常にそういう女性たちが積極的に取り組んでおりました。私たちの努力、私自身の努力も足りないんですが、非常に何か処置が早いというか、いいことだなと思ったんです。

それはなぜかと言うと、今、安心院には農村民泊とかありますね。そうするとお客さんが来ます。そこで、やはりごみが出るんですね。でも、安心院は土が多いので、返そうと思えば土には返せるんですが、それをそうしないで木炭とピートモスを使ってダンボールがあれば、非常に簡単に、しかもにおいもなく、生ごみの処理ができる。それに目をつけて、それをやはり応援するということに私は感心をして帰りました。それも彼女たちの努力があったからだろうと思うんですね。でも、そうやってすることは、地域のためにもみんなが手を取り合って、環境について安心院の環境を壊さないようにしようということで、私は非常に感心をして帰ったんですが、すべてのいろんな事業で一般質問出てます。やはりそこにはある程度真剣になる人、人っておかしいですね、真剣に取り組む、その姿勢がどこかにないと、今、私たちも地球温暖化についての協議会をつくったり、関心のあつたりいろいろしてますけど、やはりなかなかその一步先に進むというのは難しいんですね。そのときにやはり1人、そういう環境課なりに手を貸してくれる人がおれば、少しは前向きに取り組めるのではないかなと思います。

やはりごみにこれはお金がかかります。なるべくごみにお金かからないようにしたいんです。一方では、縮小しよう縮小しようと言いながら、一方ではそういう無駄というか、そういうことをしているのでは、いつまでたってもそれは縮小にはならないなと思っております。

それと、一つは沖縄の小さな島なんですけど、廃油をやはりディーゼル化して燃料に変えてるんですね。その燃料になぜ変えているかと言うと、そこもコミュニティバスみたいな、やはりバス

があったんですけど、そのバス代の燃料が出ないのでガソリンが上がったので、それで廃油をそういうのに変えて1リッターバイオにして10年とか15年とか、15年じゃない、かなりそれで削減をして、お年寄りが病院にも行ける、買い物にも行けるということで喜んでいてということなんです。そのときにも廃油1リットル集めたら10円とか、持ってきたら15円とか、やっぱりその辺にお金を上げることはいいと思いませんけど、反対に大きな効果を生むと思えば、少しちっちゃいところでそういうことをしないと、やはりなかなか前に進まないと思うんですね。だから、そういう取り組み。

それから、また同僚議員もいつもこういうことに関心を持って言ってもらってありますが、エコマネーじゃないですけど、エコカードみたいなポイント、簡単に言えば、レジ袋1枚もらわなかったら1ポイント押すとか、それとかごみをどこかに捨てたら10ポイントもらえるととか、何かそういったことでやっぱり意識づける、そういったことが必要じゃないかなと思うんですけど、これからいろんなことを環境課でも考えていると思うんですが、その辺で何かこういうことを新しくとかいうわけじゃないんですが、何か考えておられることありますか。

○議長（三重野精二君） 環境課長。

○環境課長（溝口 博則君） 今、お話のありましたように、安心院町の方は、今、合併して宇佐市になりましたけども、やはり宇佐市の方もこれから今、宇佐市バイオマスタウン構想というのがありまして、一応パンフレットもいただいておりますが、20年4月にもうバイオマスタウン構想を進めていくというふうに聞いております。また、日田市ももう既に取り組んでおるんですけど、これはそれぞれいろんな養豚だとかいろんな地域資源を活用できるいろんなものがあるということも一つの大きなものだと思いますので、その辺ではちょっとバイオマスの方までは、私どもの由布市では行けないなというふうに今、考えております。

それから、廃油の関係につきましては、旧湯布院町時代からやっておりましたリサイクル石けんづくりということで、今、廃油の方は生ごみといいますか、家庭のごみの方に出さないで、申しわけないんですが、役場の方、市役所の方までお届けいただければ、それをリサイクルの石けんとして、持ち込まれた方には、一応リサイクルでできた、つくりました石けんを差し上げております。こういう形で生まれ変わってます。川に水に流さないで、またごみに出さないでくださいということをやっております。BDFの方まではちょっといいんですけども、先ほど言いましたバイオマスにつきましても試作、つい最近でもありましたけど、おからを原料にしたBDFだとか、たくさんいろんなことができているようなんですけれども、現在のところBDFというところまでは、私どもの方は現在考えておりません。

先ほど申しましたように、補助制度もまだ直ちにとということではないんですけども、とりあえずごみの3Rと同じように、先ほど言いました啓発でなるべくつくり過ぎないとか、買わない

とか、頼み過ぎないとか、そういった啓発の方に努めていきたいなと、それと今、田中議員もされておりますダンボールコンポスト、こういうやり方でこういうのができますよというようなチラシを配付とか、そういった啓発の方を進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 努力をしていただきたいんですが、チラシではなかなかやはり見ませんので、できれば環境フェアみたいじゃないですけど、自分の宣伝もして悪いんですが、きちよくれ祭りとかありますので、そういうところで環境フェアみたいなので、例えば今、ふれあい農園、あそこでも有機栽培してますから、そういうところの野菜も販売してますけど、使った料理、料理がこういうのができますよとか、ダンボールはこういうふうにしてつくるんですよとか、そんな今、言った廃油石けんも挟間も消費生活でやはり石けんつくっております。今の話、恐らく湯布院だと思うんですけど、そういう宣伝をやはり皆さんにして、するというのもやはり大切だと思うんですよ。

私もその家庭用の生ごみを大々的にするんであれば、やはり工場をつくったりとかしなきゃならないんですけど、まずは家庭からということで取り組んでいきたいんですね。やはりそれを広めるためにも、そういったことを打ち出すということも大事じゃないかなと思うんですよ。

その辺で今後、なかなか財源がない中で難しいんですけど、コンポスト、それから生ごみ処理機についてももう一回考え直していただければと思います。一つは、循環型をねらってるために、生ごみからやはり堆肥化して土に戻して野菜をつくる。それでちょっと一回前に戻りますが、農政課長、いろんなこういう農業を進めるときに、いろんな問題あると思うんですが、一番どこに苦勞されておりますか。担い手がないとか、高齢化してるとか、そういうところあると思うんですけど、私は消費者とか生産者とか、そういった一体のリサイクルの中で、やはり姿が見えないのも一つの原因ではないかなと思うんですよ。農政課は農政課だけとか、環境は環境だけじゃなくて、いろんな意味でつながりがあるので、農業、いろんなやはり苦勞して、いろんなところでぶつかっていると思うんですけど、じゃあ一番何が大変だから農業もできないとか、そういうちょっと苦勞だけ、ちょっとだけ聞かせてください。それを聞こうかなと思って忘れてましたので、すみません。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。私もまだ経験が浅いので、詳しくはわかりませんが、現在、非常に苦勞してるのは、通常ですと生産物というか、商品は自分たちでつくって、それを販売するということまで考えながら事業を営むというふうに考えておりますが、農政サイドにおきましては、つくり放題というか、あとは商品のこととか、販売のことまで頭の中に入れてつくられてないような気がしております。その部分を農政サイドで支援をしていくというところ

ろがあるんですが、販売の部分だけのサイドの話をする、今度は商品がそれに伴ってないみたいなところがございまして、生産から流通のシステムがうまくいってないということに對しまして、現在は非常に苦慮しているところでございますが、今、議員さんの御質問の栽培についての困ってるような内容につきましては、まだ実感ができていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） ありがとうございます。ということは、生産者、それから消費者、そういったところでやはり一本のつながりの線を見つけるのも大事ではないかなと思いますので、これは環境も農政も同じ立場で、立場というとおかしいんですけど、台の上でもできるんじゃないかなと思いますので、協力して何かそういったことを取り組んでいただけたらと思います。

それと、最後の質問に移ります。市長から大変丁寧な答えをいただきましたので、その御苦労に對して、努力に對してお礼を申し上げます。

最初の公立保育所の民営化の状況と進捗状況につきましては、私個人的な考えになるんですが、もう今、これはガイドラインができて、その線上にあっているような協議をされておりますので、また反対されている保護者の方々とも十分な話をしてほしいと思っているところです。これについて、返事は要りませんが、今、私が自分なりに思っていることだけを述べさせていただきます。

今後の方向は、私も気になるところです。子どもたちや高齢者の事業、それから事業の変更や中止するという事は、大変重要なことであり、その環境を整備するには、保護者、地域、行政、議会等、十分な議論を踏まえて振興すべきだと考えております。この考えには、私は一貫して変わることはありません。

行財政改革のスピードを速めると、昨日言われておりましたが、財政が悪化し、どこを切り詰めるのか、犠牲を払ってまでなぜ切り詰めるのか、ならば理由や目的を明確にする責任はあるのではないのでしょうか。浮いたからいいというものではありません。ことしはお金があるからできたけど、来年はやめるといってもいかないと思います。大綱に掲げられているとはいえ、保育所のあり方検討委員会というような形を立ち上げ、財政と並行して検討していくことが適切ではなかったかと悔いが残ります。行き先は2つに1つとなりますが、努力の効果は残すべきだと思います。その道がどういうところであれ、児童福祉法の改正により、国の政策は目まぐるしく変わっております。最終的には、子ども立場の立場に立って、保護者、職員、行政、地域で議論や検討を重ね、丁寧に展開することが重要ではないかと思っておりますので、今後ともどういう形になれ、その気持ちを酌み取って話を進めてほしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2番目の「子ども交付金」の活用の制度と利用についてお伺いしますが、これは今、新しいあれなので、この活用については説明いただきました。しかし、やはり保育にかける子とかけない子の差別を余りしてほしくないというのが、今の現実、私の気持ちです。できれば、保育にかける子、かけない子、かけない子もやはり家で見られる状況ではあるけども、やはり何がしかの不安は抱えているということですね。じゃあその子たちはどういうふうに救うのかなというのが、これからの大きな課題になってくると思うんですが、その中で言葉として幼保一元化と幼保一体化という言葉があるのに、ちょっと気がついたんですが、文部省と厚生労働省のつながりを1つにするというのが一元化で、一体化というのは、保育所と幼稚園の教養化施設ととらえていいんでしょうかね。

私もいろいろ調べていたんですが、幼稚園と保育所を一元化したらいい教育と保育ができるんじゃないかなと思っているんですが、なかなかそれが前に進まないというのは何らかの原因がある。公立でまたそれを運営すれば、そこにはやはり補助金はおりないとか、いろんな問題があるんですが、どういうふうにとらえていけばいいのかなというのがなかなか難しくてわからなくなりつつあるんですが、そう簡単にはいかないんですかね。補助金の問題とか、いろんなあれがあるんでしょうけど、ちょっとそのあたり少し説明をしてもらえませんか。

○議長（三重野精二君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮崎 直美君） 子育て支援課長です。議員さんにお答えいたします。

認定こども園の型には4つの方式があります。

幼保連携型、それは認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ、これは補助制度が文部科学省の管轄と厚生労働省の管轄になります。

もう一つは、幼稚園型、認可幼稚園と保育所機能、それで認可の幼稚園が保育にかける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園として機能を果たすタイプ、これにつきましては幼稚園の補助制度、これは文部科学省の管轄になります。

それから、保育所型としまして、認可保育所と幼稚園機能をプラスしたもの、認可保育所が保育にかける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たすタイプ、これは保育所の補助制度ですので、厚生労働省の管轄になります。

もう一つは、地方裁量型としまして、幼稚園機能と保育所の機能ということになります。これは幼稚園、保育所、いずれの認可もない地域の教育、保育施設が認定こども園としての機能を果たすタイプ、これにつきましては一般財源、国の財政措置はないというようなことになっております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） そうすると、どっちにしても民間サイドで経営しないと補助金というか、それはおりないということですね。

○議長（三重野精二君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮崎 直美君） 子育て支援課長です。公立設置の場合は、施設整備費、運営費とも両方とも国の補助金はなしということになっております、現在の制度では。

以上です。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） そうすると、なかなか今の時点では、公立で経営するということが難しいということになってきますよね。それならば、なぜ幼保一元化を進めるのかということのを私にはどうもわからないんですけど、それを民間ですればということなんでしょけれど、その辺にまたこだわると公立がいいのか、民間がいいのかということに、また話が戻りますが。

それでは、最後に、幼保一元化というか、認定こども園について行政の方でもいろいろ今まで検討してきたと思うんですね。その中で、やはり実践例を見るとか、いろんな研修をするとか、そういったことがあると思うんですけど、それまでにどこか研修に行ったとか、調査したとかいうことはあるんですか。そのモデル地、モデル園みたいなどころ。

○議長（三重野精二君） 健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（立川 照夫君） 認定こども園の件に対して、まだ研修をしたことはございません。また、市内8園、公立含め8園ありますが、認可の保育園がありますけども、その園長さんあたりと一応、協議を重ね、またこれ教育委員会も関係をするのでありますので、そこ辺で関連する課とまた協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 行政独自で何とかとかいうわけではないんですね。お互い連携をとりながら、それを調査しなきゃいけないということになるんですね。わかりました。

さっきも申しましたように、最終的には、やはり子どもたちが健全でいい環境のもとで保育ができる、これが一番の最善の道かと思えます。このためには、お互いが努力していい方向に持っていかなきゃならないと思えます。そのためには、多少の労力を惜しまずに取り組んでいただきたいと思えますので、今後ともよろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で、16番、田中真理子君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで、暫時休憩します。再開は11時10分とします。

午前10時57分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

ここで教育委員長の出席を求めています。

次に、2番、高橋義孝君の質問を許します。高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋義孝です。国体の開催により8月の変則議会となりました。先週はお盆だったんだなというふうに今、思ってるんですけども、お盆の気分が抜けずにどうも切りかえができません。全体的に元気がないように感じます。特に、8番議員、何かお盆と関係があったんでしょうか。それはさておき、きょうはそれを払拭するように元気よくさわやかに行けるかどうかわかりませんが、行きたいというふうに今、思っています。

それでは、議長の許可をいただきましたので、市民の代表の1人として通告に従い、一般質問をさせていただきます。しばらくの間、おつき合いをいただきまして、後ほど御意見、御批判をいただければ大変ありがたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は1点にだけ絞って御質問をさせていただきます。教育行政の諸問題についてお伺いをいたします。

大分県教職員採用試験をめぐる汚職にかかわる一連の事件により、さまざまな実態が明らかになり、教育の根幹が揺らいでいます。以前から議論されている大分県の教育のあり方、由布市、旧大分郡も含み、教育のあり方そのものが問われ混迷のきわみであります。多くの市民はこの機会にうみを出し切って教育を正常化してほしいと願っています。そのためには徹底した真相究明、全容解明が必要であります。

そこで、これまでの対応並びに今後の取り組みについてお伺いをいたします。

1点目として、前二宮教育長の逮捕について、任命権者の市長としてどのようにお考えであるか、市長の所見をお伺いいたします。

2点目として、教育委員の選任について、定例会も近い中、なぜ臨時会で提案されたのかを伺いたいと思います。あわせて教育委員の公募などの方策はお考えでなかったのか、お伺いをしたいと思います。

3点目といたしまして、教育長の互選についてどのような議論がなされたのか、お伺いをいたします。

4点目、教育委員会の責任についてどのようにお考えであるのか、お伺いをいたします。あわせて実態解明のためのPT、プロジェクトチーム設置など、独自の取り組みをお考えでないのか、

お伺いをいたします。

5点目、市民、とりわけ議会や保護者、児童・生徒に対する説明についてどのように議論し、どう対応されたのか、伺います。また、一連の事件についての説明責任をどのようにお考えであるのか、お伺いをしたいと思います。

6点目として、教育に対する市民の疑念を払拭するためにどのようなこととお考えであるか、所見を伺います。具体的な取り組みがあれば、御提示をいただきたいと思います。

7点目といたしまして、教育改革に対するお考えをお聞かせください。

再質問は、自席で行わせていただきますが、私、融通のきかない堅物ではありません。曲がったことが嫌いなだけであります。一部の人が権力をかさに物事の正道を踏み外し行う経済市場主義にも新自由主義にも反対です。これは弱肉強食の論理だからです。勝てば正義、ばれなければいいは私たちの文化ではないと私は考えています。おてんとうさまが見ております。正義は勝たなければいけない、将来を受け継ぐ子どもたちのために誠意ある御答弁を期待申し上げ、1回目の質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 2番、高橋義孝議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の前教育長の逮捕について、任命権者として責任をどのように考えているかということについてお答えをいたします。前教育長は、県職員時代の教育採用試験に関する収賄容疑で逮捕・起訴されまして、私も任命権者として、任命当時は適任者として議会の同意を求めたところでございますが、大変このようなことになり非常に残念に思っております。今後は、市長の立場から一日も早い由布市教育行政に対する信頼回復に努めてまいること、責任を果たしたいと考えております。

次に、教育委員の選任について、定例会も近い中、なぜ臨時会で提案したのか、あわせて教育委員の公募などの考え方はないのかということでございますが、さきの臨時会でもお答えをいたしましたけれども、現職教育長の逮捕・起訴という前代未聞の出来事ございまして、保護者をはじめ市民の皆さんに与えた影響や信頼を損なったことなど、そういうことも含めて一日も早く教育委員を任命し教育長を選任していただき、由布市教育行政の立て直しと信頼回復に一刻も早く取り組んでほしい、さらに由布市由布高校の存続問題の県教委の結論も秋に迫っているということから、そういう思いで早期に判断した結果でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、教育委員の公募につきましては、今回の任命の際には検討はいたしませんでしたが、教育委員には人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有することが求められることなどから、教育委員を公募で募集することが任命権者の責任が問われる中での適当なのかどうか、また先進

地の事例等を参考にして私自身も研究してみたいと考えております。

○議長（三重野精二君） 教育委員長。

○教育委員長（二宮 勝利君） 教育委員長の二宮です。どうかよろしく願いいたします。ただいま高橋議員から御質問のありました3点目、それから4点目、5点目、3つございますが、その3点について私の方からお答えをいたしたいというふうに思います。

まず、最初、3点目にあります教育長互選についてどのように議論がなされたのかということであります。（「委員長」と呼ぶ者あり）

大変失礼いたしました。存じておりませんで、大変申しわけなく思っております。御容赦願いたいと思います。

高橋議員から御質問のありました3点目、それから4点目、5点目の件について私の方からお答えをいたしたいというふうに思います。

まず、3点目の教育長互選についてどのような議論がなされたのかということでございます。8月8日の本年度第3回のこの由布市議会の臨時会におきまして、清永直孝氏の教育委員への任命同意を受けました。それを受けまして不在となっておりました教育長を教育委員会としても早急に決める必要がありますので、当日の午後、今年度の第4回の由布市教育委員会臨時会を開催をいたしました。そのときに、私の方から最初に、議員の皆様御承知のように、教育長の任命につきましても、「教育長は、教育委員長を除く教育委員の中から教育委員会が任命をする」と、そのことをまず私の方から確認をいたしました。そして、審議を行いました。

今、由布市教育委員会におきましては、教育行政・教育全体への信頼回復に向けて、言うまでもなく一丸となって取り組まなければならないというふうに考えておるところであります。また、由布市教育委員会としては、喫緊の問題として「由布高校の存続問題」や、あるいは「小学校の統廃合の問題」等、課題が山積をしていることも事実であります。そういうことの中で、豊富な教育行政経験をお持ちであります清永直孝委員が教育長として適任であるというような全員の全会一致でもちまして教育委員会として決定をいたしました。

次に、4点目の教育委員会の責任についてであります。前教育長の県教委在任中のこととは言いますが、やはり逮捕・起訴されるようなあつてはならないようなことが起きました。このことについては、由布市教員委員会といたしましては、市議会の議員の皆様をはじめ市民の皆様、また児童・生徒、保護者の皆様、また学校現場の教職員の皆様等々に多大の御迷惑をおかけしたということ、まず真剣にとらえまして、教育への信頼を損なう結果になったことに対しましては、本当に心からおわびを申し上げたいというふうに思っております。

今後はということになります。教育委員会と学校現場、小中学校19校でございます。緊密な連携を今まで以上にとると、そういう考えのもとに一丸となって、未来を担う由布市の子どもた

ちのために、全力を尽くしていくと、そういう覚悟をいたしておるところであります。また、お話にありました実態解明のための独自の取り組みということではありますが、県の教育委員会が現在、直接、各小中学校の校長に対しまして調査を実施をしております。そこで、由布市教育委員会といたしましては、御指摘のようなプロジェクトチームの設置は考えてはおりません。

それから、5点目の市民に対する説明にどのように議論をし、どう対応をされたのか。また、一連の事件に対する説明責任をどのように考えているのかという御質問でございます。市民に対する説明につきましては、前教育長が逮捕されました翌日、7月5日、土曜日であります。午前8時から庄内庁舎におきまして、緊急の教育委員会臨時会を開催をいたしました。それまでの経緯について確認をし、そして対応について協議をいたしました。そして、そのあと9時から、直ちに校長会を緊急に招集をいたしました。

まず、経過について、高田次長から報告をいたし、私の方からは今回の不祥事により信頼を損なう、そういうことに対して、教育委員会として責任を真摯に受けとめております。そして、心からおわびを申し上げました。また、校長会にこんなお願いもいたしました。各学校で早急に緊急の職員会議を持ってほしい、そして児童・生徒、保護者、地域の皆さんに動揺が起こらないように、各学校で十分に対応をしてほしいということを校長にお願いをいたしました次第であります。

説明責任につきましては、御承知のように由布市教育委員会の教育長という教育行政のトップとしての立場からの信用失墜行為の責任は大変重いと考えております。ですから、当然、説明責任もあると考えております。

しかしながら、今の段階で私どもにわかることは、新聞やテレビ等の報道関係によるところのことばかりであります。大分県警や検察の捜査にゆだねるしか、現段階ではないのかなというふうに承知をいたしております。また、市民へのおわびの「緊急アピール」そういうものについては、この時点では出してはおりません。しかしながら、新教育長も決定をいたしましたところありますので、おわびをするとこれからの早急に考えていきたいというふうにも考えております。

先ほど申しましたように、「緊急アピール」等はこの段階では出してはおりませんが、各学校におきましては、校長を中心として十分な説明を出したというふうに承知をしております。また、児童・生徒の関係ではありますが、8月8日登校日になっております。そのときに、学級担任より低学年、中学年、高学年というふうにありますので、学年の発達段階に応じたところの県教育長の御承知のように、「大分県小・中学校の児童生徒の皆さんへ」という文書が新聞にも掲載されました。そのことを配付をいたしまして、それをもとに各学年に応じて担任の方から話をいたすというふうにいたしました。

そういうような一連の事件に対する説明責任ということを考えておるわけであります。以上であります。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 2番、高橋議員の質問に6点目と7点目についてお答えをいたします。

6点目の教育に対する市民の疑念を払拭するためにどのようなことを考えているのかということです。昨日の7番、溝口議員のお話にもありました、新しく教育長になったわけだから、それに対して市民の疑惑、児童・生徒の不安を解消するために、何らかのやはり具体的な動きがないといけんのじゃないかという御指摘でありました。私も事態をいろいろ考えたわけですが、やはり市民の代表としての議員さんの言葉の重さ、それから子どもたちの不安とかいうのが心の問題で、それを出すという場面が本当にあったのかという御指摘等考えますと、近々のときに私としての立場からおわびと決意の言葉を子どもたちや保護者に送りたいと現時点で思っているところです。一番早くは2学期の9月1日になろうかと思いますが、そういう手はずをとろうと思っています。

さらに、教育委員会職員並びに学校職員に対して、私の訓示の中でも服務規律の保持について、より一層の徹底を図ってほしい、そして、由布市教育のため情熱と責任を持って職務に当たることを訓示し、お互い再確認したところですが、市民の皆様への信頼回復に向けて、職員がやはり本当に力を合わせながら自分の身を律し、頑張るまいりたいと考えているわけです。

また、今回の一連の不祥事を受けて、このような問題を二度と起こさないためにも、不当な働きかけへの対応について県教委の方が一定の公職にある者等からの職務に関する働きかけについての取り扱い要綱というのを決めました。それに基づいて、県教委は市町村教委においても同様の趣旨の要綱をつくるような働きかけがございました。由布市の教育委員会に対して不当な働きかけが過去あったという認識はありません。全然ありません。ですが、今後の予防策としてやはりこういった要綱も必要なのかなという思いでつくる方向で考えております。

7点目の教育改革に対する考えについてですが、まず教育委員会の責任体制の明確化、体制の充実等、教育委員会の活性化ということが叫ばれていますし、喫緊の課題だと思います。昨日の話の中で、お互いの職員の研修や議員さん方の研修の大切さということも指摘されています。非常に大事な部分だろうと思いますが、教育委員も従来のことやっておればいいんだということではなしに、やはり先進地視察しながら、新しい風を吹き込むべくいわゆる、イエスマンのそろいの教育委員ではなくて、それぞれ意見を持ち、教育に対する情熱を話し合う中で、教育委員会の研修を深め、現場と一体となって取り組むなど、委員会の活性化を図っていきたいと思います。

それから、学校教育の教育改革がいろんな定義をされてまいりました。それを受けて由布市教育方針というのを出しています。「知性に富み、心豊かで、たくましい、人づくり」を目指して、「確かな学力・豊かな心・健やかな体」それと「学校・家庭・地域一体となった協働による教育」それを柱にした「生きる力をはぐくむ学校教育の推進」と、やはり将来生きて働く力を身に

つけさせるための学校教育の推進ということと、もう一つは「豊かな生涯社会教育体制を形成し、社会教育の推進」を図って、引き続き取り組みの成果と課題を踏まえながら、よりいいものに取り組みを充実させていきたいと思えます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） それでは、数点にわたって再質問をさせていただきます。

市長に任命権者としての責任をどのようにお考えであるかということ、残念でならないということなんですけども、二宮教育長の逮捕・罷免は教育改革に私、期待していただけにまことに残念で遺憾であります。しかし、逮捕・罷免というだけで、彼を全部否定してしまうのは、私は余りにも短絡過ぎるというふうに私は考えています。なぜかと言うと、教職員の意識改革、教育委員会主催による学校長会議、国旗・国歌に対する適切な指導、学力向上、由布高校存続など、数多くの足がかりを残していただきました。それだけに、多くの市民を裏切った、期待を裏切った責任は、私はまた逆に重いんだろうというふうには思っているんですけども、市長、教育委員会に側面支援として私も信頼回復に努めていきたいと、具体的にどのような方策をお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 2番議員さんにお答えをいたします。

大変難しい問題だと思いますけれども、さきに教育長は本当に日々の取り組みを丁寧に、そしてきちんとまじめにしていくことが教育委員会としては一番の信頼を得る方法であるというふうにお答えをしておりましたけれども、私自身もこれは教育行政だけではなくて、職員のことについてもそうですけれども、やっぱり私どもはほんとに日々の市民の要望、あるいは期待に対して丁寧に答えていく努力をすることが、これから一番信頼にこたえていくことだというふうにご考えております。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 市長、文部科学大臣がですね、こういった一連の事件で定例の記者会見でコメントをしている7月11日、7月22日ですね、まだそのほかにもあるんですけど、「何よりもこういうときに大事なことは、きっちりと責任者みずからが説明責任を果たしていくことであろうと思えます」と言ってるんですね。先ほど教育委員長は、説明責任は私は大事だろうというふうな御認識を少しやっと思われたと思うんですけど、市長もやはり任命した責任者として、今回のことについてやはりきっちと私、市民に対して説明責任を果たして、おわびはこの間、市報にちらっとのられたんですかね、あれ市長コメントだったですかね。

以前、公金横領されたときには、すぐにホームページに「市民の皆様へ」ということで、おわ

びが出たんですね。もう今それ削除されてますけども、今回の事件があつて、これ6月から始まつてる事件でありまして、今回の教育長逮捕は7月5日ということなんですけどね、それからの対応が非常に遅いし、そういったホームページでの謝罪コメントというのが全くなかつたんですけども、これは私じゃない、関係ないことだ、教育委員会のことだというふうな御認識でそういうふうな対応をとられたのかどうか、そこら辺の対応についてお聞かせください。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 公金横領につきましては、本人もそのことをしっかり私どもの調査の中ではっきりしたわけでありまして、二宮教育長の逮捕につきましては、起訴という状況をやっぱり見きわめていきたいというふうな考えもございました。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） じゃあ、出すおつもりですか、そのホームページにまた公金横領のときと同じような形で、市民の皆様へおわびということは。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） このことについては、おわびにつきましては、私もいろんな形でおわびをしてきましたけれども、市民の皆さんにですね、会合のたびにすべて今回の責任についてのおわびをしましたけれども、ホームページに出すかどうかということについては、十分検討して前向きに考えていきたいと思ひます。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） もう随分タイミングもずれましたので、もう出さなくていいんじゃないでしょうか。

市長、それで私、この間、臨時会ちょっと腹痛がありましてお休みしたんですけども、臨時会の議事録をまだあらですけど、読まさせていただきました。非常に問題があるなというふうなことを思っています。

まず、1つは、こういうときだからこそ私は「急がば回れ」で、本当の適任者を教育委員として選ぶべきだったんだろうなというふうに私は考えております。しかし、その議事録の中を見まして質問の中にも幾つか出てますけども、もう教育長として任命したいんだと、これ何が間違つてるんだというふうなことを市長も教育委員長も公言されているんですね。これは地行法にちょっと私、抵触するんじゃないかなと、私は考えてるんですけど、再度そこを市長、お聞かせください。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 教育委員会で互選によって教育長は決定をされると思ひます。そういうことから、教育長としての私は任命をしたということではありません。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 議事録をこれはまた公になりますので、議事録を見ていただくと、もうそういうふうにご公言してらっしゃいます。教育委員長もですね。これはまたの機会に私はしっかりと追及をさせていただきたいと思います。なぜかと言うと、こういったのが常識だと思われてるのかもしれないんですけども、あらかじめこの方を教育委員にする前に教育長だというふうに決めるというのは、今回の汚職事件と同じ、全く口ききなんです。密室の中で、「あなた教育長やっちくれ、頼むわ」というふうなことを決められて、あたかも教育長ではありませんと、教育委員さんでお願いしますというふうに議会にやっぱり提案する。これ全く同じ構図だと私は思ってるんですけど、市長いかがお考えですか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） あくまでも教育長は、教育委員の互選でありますけれども、全国的な例を見ますと、各市長が教育委員に議会の同意を得て、選任を得てということになります。そういうことありますけれども、あくまでもやっぱりそれは教育委員会の互選であるというふうに考えなくちゃいけない。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） そうなんです。それが常識なんですけど、今、非常識がまかり通ったやはり由布市議会とかなったんですね。

市長は、先ほど公募などということは全く考えてないというふうなことだったんですけど、もう以前から教育委員会、地方分権時代における教育委員会のあり方ということで、教育委員の選任の改善ということで、これ公にやっぱりうたわれているんですね。市長がいいと思っている人を出すんじゃない。市民が本当にいいと思ってる人を出すんですよ。それを議会が認めて、初めて教育委員になれるということですね。市長はその人が本当に高潔かどうかということなんです。じゃなくて、公募によってそれでまた皆さんで判断ができるということなんです。だから、全く考え方が逆ですね。

だから、私はこういうときだからこそ、やはり「急がば回れ」でゆっくりと教育委員さんを選任していく、そういうプロセスが大事だったのに、今回、慌てて臨時会を出したがばっかりに疑念はますます深まる一方なんです。これが多くの市民の今の常識であります。

私、その市長、教育長と、もう名指しされてやられた、こういった姿勢が教育委員会をますます形骸化させていくんです。本当は教育委員会からの互選なのに、もう市長が根回しして指差したような状態で教育委員会集められて、なおかつ教育委員会を主催する教育委員長までがどうしますか、そこで芝居打ってるんですね。そんな決め方で本当に教育委員さんたちが教育に情熱を持ってやれるかどうか、いかがですか、市長。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） あくまでもやっぱり教育委員会の互選でありますので、私自身はそこはなかなか言えません。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） だから、本当の仕組みが機能してないということを、私は今、言わせていただいているんです。

教育委員長、ちょっとお伺いいたします。教育委員会の会議を主催される立場、教育委員会を代表される立場として、さきの臨時会でそのような発言をされていることに関して、市民の皆さんから疑問がありますけども、どのようにお考えですか。

○議長（三重野精二君） 教育委員長。

○教育委員長（二宮 勝利君） 高橋議員の今の御質問ですが、私もそういうふうな考え違いといえますか、わかりづらい面もあったことはたしかであります。それについては、先般の臨時議会ของときにも申し上げましたとおりであります。

先ほど申しましたけども、互選によるということで、臨時教育委員会を開きましたと言いましたが、そのときもやはりいろんな問題を今、抱えておるといふ、そういう観点がやはり一番重要ではないかということで、清永委員が適任であるというふうな全員が率直な意見のもとに議論をし、決定をさせていただいて、そして私、教育委員長の方から任命の辞令を出すというふうにした、そういうところであります。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 教育委員長、私3点目の教育委員の互選についてどのような議論がなされたのかというのは、これ8月8日のことを言ってるんじゃないんです。二宮教育長が逮捕されて、臨時会が開かれて、懲戒処分をしたときに7月30日ですかね。なぜその4人の委員の中から教育長を出そう、教育委員の中から教育長が互選できるんですから、そういった議論が7月5日からずっと2回しか臨時会開いてませんので、これもどうかなと私は思ってるんですけども、その中で教育長がいなくなったぞと、同じ教育委員の中で教育長がいなくなったと、じゃあ自分たちの中から教育長出そうよという、そういう覚悟を持った教育委員がいなかったんですか、それともそういうことは全く考えてなかったんですか。

○議長（三重野精二君） 教育委員長。

○教育委員長（二宮 勝利君） やはり二宮前教育長が不在ということで、今、高橋議員から御指摘のようにあと残りの4名という委員がおるわけですね。その中で臨時会等も含めまして、決定をするに至るまでの話はどういうふうにするかということはあつてきております。しかし、私がやろうと、私が、4名の中で私が、この非常な事態だから、教育長として教育委員会の行政をと

いうことはありませんでした。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） それは、非公開で教育委員さんたちが集まれたというふうな認識をさせていただきます。

教育委員長が公の場、この議会に出てきたのは2回あったんですね。2回あったにもかかわらず、一切、今回の事件に関しての謝罪の言葉がなかったんです。私、他人ごとにも思われているのか、自分の立場をどのようにお考えになっているのかなあと思ったんですね。議事録を調べても、一切、第1発目で、このたびは、こういうふうな事件を同じ教育委員が起こしましてっていう謝罪の言葉が全くなかったんですね。私、何をどう思われているのか、他人ごとというふうに思われているのかなと思ったんです。

先ほどからも、前職のときに起こした事件であるというふうな他人ごとのような発言をされているんですね。同じ、昔、教職員だったんじゃないんですか。同じ教員だったんじゃないんですか。で、教育委員だったんでしょう。自分たちの責任ですよ、これは。同じ教育委員の中から逮捕者が出たんですよ。それであるにもかかわらず、教育委員長は一言も公のこの議会に対しても謝罪がなかった。で、きょうやっと「改めて、説明責任なるところについておわびを申し上げます」っていう、この一言なんですね。

だから、そういう意識を私はやっぱり変えていただきたいと思うんですけど、いかがですか、教育委員長。

○議長（三重野精二君） 教育委員長。

○教育委員長（二宮 勝利君） こういう重大な事態が起こるということは、私自身も、正直申し上げまして、予測はできなかったということが本当の気持ちでございます。逮捕される、起訴されるというようなことは及びもつかなかったわけで、教育委員会としても、そういう対応に対しては、大いに反省はいたしております。また、委員長としての立場としての責任も、重々感じるところであります。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） その教育委員に任命された時点から、皆さん、教育長になる資格をお持ちなんですよ。それであるにもかかわらず、これだけの身内から逮捕者が出て、本来であればですね、よし、おれたちでちょっと責任をとろうじゃないかと、信頼回復のため、由布市教育行政のために頑張っていこう、これが普通の対応ですよ。それを人任せにして、あと1人、市長が口ききで持ってくるような教育長をイエスマンのごとく追随してやると。本当に、どなたもその覚悟がなかったんですか。再度お答えください。

○議長（三重野精二君） 教育委員長。

○教育委員長（二宮 勝利君） 先ほども最初に私が申しましたように、互選について8月8日に決めるときに、御承知のとおりであるということでは、教育委員長を除く方からということですので、残りは3名ということになりますね。3名の方で、今言いましたように、私が、こういう非常事態に対して、教育委員会の責任上、教育長として教育行政を改革をしていこうというようなことにつきましては、3名の方もいろいろと仕事等の関係も……。 （「あなたも委員長退ければ、あなたにもその資格があるんですから、何で3名とか言うんですか。自分もちゃんと入ってるじゃないですか」「委員長、ほかの人に譲って」「そうですよ、委員長、幾らでも譲ってできるんですから。責任転嫁しないって、そういうことで」と呼ぶ者あり）そのことは、私も、実は考えておりませんでした。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 教育委員長、逮捕された教育長を互選したのは、あなたたち教育委員ですよ。最終的に教育長をお決めになったのは、あなたたちですよ。そういった認識をきっちり持って対応していかないと。本来であれば、じゃあ私が変わって教育長になろうという人がいないなら、みんなやめるべきですよ。総辞職して、新たな気持ちで、人心一新でやるべきですよ。そういう考えもなかったですか、お聞かせください。

○議長（三重野精二君） 教育委員長。

○教育委員長（二宮 勝利君） 御指摘のように認識が甘かったと言われれば、そうだと思いますが、そういう委員さんもおごいませませんでした。

以上です。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） そういうことでは、由布市の教育よくなりませんよ。私は、一保護者としても言わせていただきますけども、皆さん、もう疑念だらけです。由布市から引っ越したいって、私、手紙を幾つもいただきました。そこに起因しているものは何かって言うと、今回の教育委員会のこの問題に対する一連の対応の姿勢なんですよ、問われているのは。一切、音さたなしですよ。何も言わない。何も説明しない。早くこの大ごとが過ぎ去ってくればいいなあという他人ごとの姿勢ですね。

教育っていうのは、やはり信頼関係が一番大事ですから、その辺、今後どのように考えていかれるかわかりませんが、地行法の中の第10条には辞職というふうなこともありますので、これは長と委員会が認めれば辞職はできますので、ぜひそういった覚悟をお持ちの上で、今後、教育委員会の運営に当たっていただきたいと思います。

大分県の教育委員長が麻生教育委員長です。大分合同新聞、8月8日の日ですね、ちょうど臨時会があった日に新聞が出ました。不正を長年放置した県教委に対する県民の視線が厳しいと。

そういった中で、どうも皆さんが責任転換をして、被害者のような意識を持っているように思えてならないと。民間企業の営業のミスでも、製造の部門を含めた会社全体で信頼回復に努めると。今回の事件は、一握りの人間が起こした他人ごとではないと、教育に携わる全体の責任であるというふうにおっしゃってるんですね。

このぐらいの気概を持って、教育委員会、教育委員長には、私は取り組んでいただきたいというふうに思います。改めて、覚悟をお聞かせください。

○議長（三重野精二君） 教育委員長。

○教育委員長（二宮 勝利君） 今、高橋議員から御指摘のように、今回の一連の不祥事につきましては、本当に責任を感じておりますし、教育委員会全体として、これから肝に銘じて、子どもたちのために一丸となって取り組まなければならないということは、もちろんのことです。

また、先般の臨時議会の際にも、私の方から発言をする中で申し上げさせていただきましたが、今、教育委員の果たす役割は何かということ、私ども教育委員の中でもいろいろと意見交換をして議論をしておりますけれども、今まで以上にそういうことについて教育委員としての研修を深めることからやっていく。そういうことが信頼回復にもつながっているというふうに自覚をいたしております。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） そもそも人格が高潔で知識が高い方なんですから、研修を深めていくなんていうことは、そういう対症療法的なこととは言わなくていいんですよ。やらなくていいんですよ。もともとわかっているんですから。そういうことを踏まえて、しっかりと行動してください。

きのうの同僚の7番議員の御質問の中に聞き捨てならない言葉がありました。それは、清永教育長のお言葉であります。「子どもたちには大きな影響がないと考えています」との発言です。

とんでもない認識不足でありますね。再度、御答弁をお願いいたします。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

きのうもお答えしましたように、私は、やっぱり1年8カ月空白がありました。その中で、今回のことについて各学校の児童生徒がどんな影響を受け、そして保護者がどんな状態なのかということをつぶさにわからない状態でした。

したがって、それを知ろうと、知ることが大事だなと思いましたので、学校を任せられている学校長が7月5日以来の学校の状態をどう把握してるかということを知りまして、その報告を受けて、きのうの発言になったわけですが、先ほど答弁を申しましたように、私自身のやはり――それともう一つですね、私が就任する以前の由布市教育委員会のこの問題に対する把握等も踏ま

えての発言だったわけですが、やはり率直に言って（「簡潔にお願いします、教育長」と呼ぶ者あり）認識の甘さがあったと思っています。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 反省してください、教育長。子どもたちはですね、影響があるとか——まあ、もちろんそれも大事なんです。日々ニュースで流れる湯布院庁舎の映像であるとか、奥に由布院小学校がありますね、そういった映像であるとか、由布市とか、そういったのをテレビで見たり、日々大人たちの会話を聞いて、子どもってというのは敏感ですから、肌で感じるんですよ、すべての雰囲気。

だから、影響があるとかないとかを問われてるんじゃないで、あるなしにかかわらず、今回に対する説明をきちっとしてくださいって、その姿勢が問われているんですよ、教育委員会の、教育長の。影響の大小なんていうことは二の次ですよ。それをやっぱり五感で感じられるようなことじゃないと、教育長として私はいかがなもんかなと思いますよ。

先ほど、8月6日に県の小矢教育長が、大分県内全部の児童生徒にお手紙を配付しましたという意見がありました。教育委員長からは、由布市内の子どもたちにもそれが全部配付されたということだったんですけども、これは配付されたということによろしいでしょうか。

○議長（三重野精二君） 教育委員長。

○教育委員長（二宮 勝利君） 経過も含めて説明をさせていただきます。（「端的にお願いします」と呼ぶ者あり）はい。あの文書が由布市教育委員会にファックスで届いたのが5日の夜中でございます。そして、次の日、6日の朝、職員が出勤をして、教育委員会でそれを受けまして、各小中学校にファックスですっとお知らせをして、これこれこういうことをもとにしてお話をしてくださいというふうに出しましたということ先ほど申し上げたわけです。

時間的なものがありまして、早く行ったところは、あるいは、そして小規模校でありますれば、すぐコピーをして、その紙を配付して説明をした学校もあります。ところが、この日は、各学校ごとにいろんな行事の日程の違いがあります。そういうときに全校で何かしておるとか、外部の人がみえていただいて学習をしているとか、学年集会をしているとか、いろいろありましてですね、（「議長」と呼ぶ者あり）そういうふうなことで、すべて同じではありません。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 教育委員長、あなた教育長じゃないんですよ。そういう配られたかどうかという、実際配ってないという実態は御存じなんですよ。配ってないという教育委員会の行政の姿勢をあなたはどう思ってるかということ言ってるんですよ。一々、どうやったから配れなかったっていう言いわけをするのは、教育長でいいんですよ。だから、その辺がですね、あなたの認識が本当に甘いんですよ。わかりますか、私が言っていることが。理解で

きますか。

だから、いいですよ。配ってないんですよ、結局は。だけど、新聞には出ました。児童生徒の皆様配りましたよ。だけど、いろんな保護者から電話かかってきました。高橋さんって、私、PTAの役員もしてますからね、配ったっていうんですけど、うちの子も持ってきてないけど、どっか途中で捨てたんやろうか。私、確認しました。配ってないんですよ。

そういうふうないいかげんな対応が、どんどん疑念を深めていくんですよ。いかがですか。それに対して、どういうふうな御指導をされますか。

○議長（三重野精二君） 教育委員長。

○教育委員長（二宮 勝利君） 先ほど申しましたように、各学校で配ってするように指示は、教育委員会、学校教育課が出しましたけども、時間の関係と色々な行事の関係がありまして、全部同じような……。 （「配ってないことに関して、どういうふうに教育長に指導されるんですかっていうことを言っているんですよ」と呼ぶ者あり） そのことにつきましても、教育委員会の中でお話が出まして、いたしました。ですから、全部に、後であっても配ると。学校の事情もありますけども、後日にも配って、きちんと話をするということをしております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） そこは、説明も含めて、私はきちっと、なぜ配られなかったのか。配らなくていいと思ったのかどうかわかりませんが、なぜ配られないような状況になったのか。それも含めて、きのう同僚の議員も言っていました、「小矢教育長は、涙ながらにこの文書を書いたんじゃないですか」って。これ夏休み期間中用の文書なんですよ。だからこそですね、子どもたちは日々成長します。すごく敏感です。そういった子どもの目線に立った教育行政をしっかりやっていただかなきゃ困るんですね。この対応については、きちっとまた後ほど確認をさせていただきたいと思います。

次に、お渡しした資料は、もう私の一般質問がたいくつな方は多分全部読んでいただいたんだろうなと思うんですけども、読んでいただくだけで結構です。こういったことも世間の皆さんは知ってらっしゃるということだけを、皆さん、御理解いただきたいと思います。組合のいい、悪いとかいうのは別として、組合の組織率が——資料の中にも出ていますけども、由布市の組合の組織率は196人中194人でございます。99%ですね。だから、この参考資料もあながち間違いではないなあと、本当はもっと高いんじゃないかなあというふうなことを言われています。

ちょっと私、参考としてお伺いしたいんですけども、清永教育長、二宮教育委員長、市長は、組合経験があったのかどうか、そこだけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 組合員でありました。

○議長（三重野精二君） 教育長。（発言する者あり）委員長。

○教育委員長（二宮 勝利君） 私、38年間、教職に携わってまいりましたが、そういうふうな幹部といいますか、指導的立場にあったことは、私は一度もございません。

以上です。

○議員（2番 高橋 義孝君） 組合員かどうかだけでいいんです。組合員だったんですか。

○教育委員長（二宮 勝利君） ええ、組合員は組合員です。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） 組合員でした。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 参考までにお聞きただけです。

一番最初に戻りますけど、市長は、以前から御存じで、同じ教職員のOBであり、組合のOBであると。そういうなれ合いの構図の中で、今回、大分県の汚職が起こったんだっていう皆さん感想をお持ちになってるんですね。

市長は、何を思ったか、先祖返りしたように清永さんを再登板させたんですけども、私、皆さんですね、前任の二宮教育長が一生懸命、教育改革しようということで、多くの市民、子どもたち、教職員も含めて、心機一転頑張ろうと。そういった矢先に、二宮氏がこういったことでいなくなったと。で、皆さんですね、やはり自分自身も変わっていこうと、新たな気持ちでスタート踏んでいこうと、こういう事件があったからこそですよ、次はどんな教育長さんが来てくれるんだろうって思ってたんですよ。

ところが、また以前のしがらみを知っているような教育長さんが来られたっていうことで、本当に皆さん肩を落とされています。人心を一新したかったわけなんですよ。いいにせよ、悪いにせよですね。そういった中で、また先祖に返っちゃったっていうことで、非常にがっかり来られてるっていう声が多数寄せられているんですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほどからも話がありますが、今回、由布高校の存続問題あるいはいろんな問題があって、早急に教育委員の選任をいただくという形でありましたし、この事態を、私は、まとめることができるのは清永教育長だけであるというふうな、そういう認識のもとでお願いをしたわけでありまして。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） だから、今も市長がもう明言されたように、清永教育長であろうということで任命したということは、教育委員会の互選なんていうことは頭からないんですよ、

市長の常識には。そういった非常識がまかり通って、今回の教育委員会の互選の中でも、やはり教育長に清永さんが推選されたんだなあって、市民の皆さん、皆さんそう思ってますよ。そういったやり方が今までは通用したけども、今回の事件を機に、かかわる皆さんがきちっと襟を正して、変わってくれるものであろうと思ってたのが、やはりこういった状況であったということで、非常に皆さんがっかりされてます。

一つだけ、教育委員長でも教育長でもいいんですけども、教職員の人事の実態についてお伺いをしたいと思います。

今回、採用であるとか任用であるとか異動をですね、こういったことに関しても、なれ合いの中でいろんな人がそれにかかわったんじゃないかっていうことが言われてるんですよ。私、去年、二宮前教育長が人事を——教職員の異動ですね、やられたときに、世間話でお話したときにですね、「ことしは組合の意見を聞かずに、きっちりとやりました」っていうふうなことを言ってたんですね。組合は、そういったことに、個別な異動に口を挟むのかなあ、私はそのとき、そういうことに詳しくありませんでしたから、思ったけど、人事とか異動っていうのは、どういうふうな形でやられてるんですか。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。

正式の書類によって、本人の人事異動希望書っていうのを提出をしてもらいます。一人一人ですね。それをもとにして、県の人事のルールに従って人事を行っています。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） でしょうね。そういった希望調査をして、校長の内申を待って、県が正式な人事をするというのが、これがルールですね。はい、わかりました。そういったルールをきっちり守って、私は、やっていただかないとですね。やはり、なれ合わず、なめられず、そして信頼回復を私は一步一步積んでいっていただきたいと思います。

今回の一連の事件で、市民の皆さんは本当がっかりしている。その一つの要因が、先ほどから言いましたように、市長も、教育委員長も、教育長も、以前から、教職員時代からお知り合いで、同じ組合に入られて、同じ行政に携わってという、そのなれ合いの中で、もうお互いに、何か同じすねに傷を持つ者同士が、何か悪いことを隠してるんじゃないかなあ、隠そうとしてるんじゃないかなっていうことを、市民の皆さんが疑念に思っている一番のところなんです。

本来であれば、こういったときに新たに教育長になられる方は、例えば文部科学省から来ていただくとか、民間の中から公募して選んでいただく。もしくは、残された教育委員の中から、よし、我こそはという覚悟を持った教育委員さんが情熱を持ってやっていただく。そういったことを市民の皆様は期待していたんです。今回のことは、本当に、市民の皆さんをまた二度裏切るよ

うな形の私は人事であったというふうに認識しています。

こういう難局に当たるときだからこそ、その問題に真摯に、まじめに私は向き合う姿勢が、今、私たちには求められていますし、それは子どもたちを、将来を担う子どもたちを健全育成していく大人たちの範であろうというふうに私は思うんですね。教育委員長、最後にもう一度、御感想なりをお聞かせ願えませんか。

○議長（三重野精二君） 教育委員長。

○教育委員長（二宮 勝利君） 今回の一連のことにつきましては、先ほど申し上げて、おわびも申し上げましたように、大変、教育委員会としては責任を感じておるところであります。

先ほど教育長からもお話がありましたように、教育委員会の行政の立場あるいは教育委員の役割をきちっと明確にする。現場との連携を今まで以上に密にする中で、いろんな課題を克服しながら、子どもが生きる力を持つような、あるいは情報公開された開かれた学校づくり、そういうものを目指していくということを肝に銘じております。

そのためにも、学校は現在、一番大事なことは何かと申しますと、私なりに考えておりますことは、子どもと親と——保護者ですか、親と地域の皆さんが、3つが一体となった、そういう地域の教育力というものが一番大事ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 教育委員長、何度も言いますが、求められているのは、今、教育委員会のあり方です。合議制も含めて、行政の教育委員会のあり方が、やはり今問われているんですね。私たちは、人を育てるという立場に携わらせていただいているんだっていうことをですね、その信念は忘れないでいただきたいというふうに思います。

子どもたちは敏感です。子どもたちに携わる仕事を一番中心にされてますので、純粋な子どもたちから王様は裸だって言われぬように、みずから襟を正して私は頑張っていたきたいということをお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○議長（三重野精二君） 以上で2番、高橋義孝君の一般質問を終わります。

.....

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は13時とします。

午後0時10分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、1番、小林華弥子君の質問を許します。小林華弥子君。

工藤安雄議員から、所用のため、午後より早退届が出ておりますので、これを許可をしております。

○議員（1番 小林華弥子君） 1番、小林華弥子です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。今回の定例議会最後の質問者となりました。皆様お疲れのところと思いますが、最後までおつき合いをよろしく願いいたします。

今回、大きく4点について質問をいたします。

まず1点目、大分県消防広域化推進計画というのが、ことしの3月に大分県から出されました。これによりますと、大分県下の消防署を全部一本化するというを前提にした広域化が進められているというふうにあります。

これに対して、大分市と別府市は不参加を表明していますが、大分市と別府市が不参加を表明している広域化計画に対して、由布市はどうお考えなのか、お伺いいたします。また、この広域合併のメリット、デメリットをどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

2点目、3地域の商工会補助金についてお伺いいたします。

3地域の商工会には、それぞれ補助金が配分されておりますけれども、この配分額の根拠は、何を根拠に配分されたのでしょうか。また、各種補助金のあり方というものを由布市はどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

3点目、庁舎問題です。

本庁舎方式を検討するに当たって、旧3町に関係しない外部専門家による検討委員会を設置するということでしたが、住民や地域の意見や声はどのように検討に反映させるおつもりでしょうか。また、検討委員会と地域審議会のあり方はどのようにお考えなのか、最終的な決定のときには住民の意向をどう把握するのか、具体的な方策もあれば教えてください。

それから、市長は、以前、地域自治区制度導入を私が提案したところ、「この制度については、将来的には望ましい」というふうにおっしゃってくださいました。であれば、将来的に導入を見据えている地域自治区制度と本庁舎方式をどう考えていらっしゃるのか。また、本庁舎方式と総合支所方式のあり方をどう考えているのか、お伺いいたします。

再質問もこの席からさせていただきます。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 1番、小林議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の大分県消防広域化推進計画についてでございますが、総務省消防庁では、市町村の消防の広域化を推進し、消防体制の整備及び確立を図るために、平成18年に消防組織法を改正をしております。

大分県では、本年3月に大分県消防広域化推進計画を策定いたしまして、本年度になってから

県内消防職員にこの推進計画の説明会を行っているところであります。由布市の消防職員につきましても、7月23日に推進計画の説明会を行ったところであります。

今後、県では、連絡調整会議を設置し、運営計画策定協議会の立ち上げの支援を行い、協議に入ることになっております。

由布市の考え方は、これから大分市を除く13消防本部を対象に運営計画について説明・協議を行っていくこととなります。また、別府市の離脱説もある中、今後どのような形で広域化を進めていくのか、協議される内容等の進捗状況を見きわめながら慎重に対応したいと考えております。

消防広域化のメリットにつきましては、大分県消防広域化推進計画によりますと、1点目として、初動出動体制の強化及び効果的部隊運用で、保有する部隊数の増加により、初動出動体制が充実するとともに、統一的な指導のもとで効果的な部隊運用が可能となり、大規模災害への対応力も強化されるというふうに言っています。

2点目として、現場要員の増強と専門性の確保で、総務部門や通信指令部門等、本部機能の統合による効率化により生じた人員を現場要員として配置することにより、出動要員の確保が可能となるとともに、専門要員の育成及び配置が可能となる。

3点目として、現場到着時間の短縮及び救急車両の不在の解消で、管轄区域の適正化及び署所間での車両弾力的な運用等により、現場到着時間の短縮及び救急車不在の解消が図られる。

4点目としまして、財政及び組織基盤の強化で、財政規模の拡大や重複投資の回避等により、高度な施設の導入や車両、資機材等の計画的な整備が容易となる。また、組織規模の拡大により、職員の教育訓練の充実等が図られる等が示されております。

デメリットにつきましては、由布市の考え方は、広域化の内容、例えば、統括消防本部に業務を集中した場合、統括消防本部に一定程度業務を移行した場合、市町村から職員派遣で行う場合等のパターンによりまして、業務内容、人事、給料、財産等について協議されることから、現時点で予想することは非常に困難であると思いますが、大分市の広域化への不参加が一番のデメリットであります。

次に、2点目の3地域の商工会補助金の配分の根拠についてであります。

現在、由布市には、旧町時代よりの商工会として、挾間、庄内、湯布院に3商工会を形成しております。

各商工会の補助金の根拠につきましては、各商工会の補助金申請によりまして事業内容を精査し、それぞれ補助金額を決定しております。その地域商工会が長年培ってきた歴史と地域に根づいた事業を実施してきた経緯がありまして、各商工会も他地域とのバランスを図りながら、行政と補助金を決めてきたことと承知をしております。

20年度の補助金は、挾間447万6,000円、庄内292万4,000円、湯布院424万1,000円、計1,164万1,000円となっております。今後につきましては、由布市として商工会の合併を推し進めるとともに、補助金については由布市行財政改革大綱との整合性を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、各種補助金のあり方をどう考えるかについてお答えをいたします。

補助金につきましては、地方自治法第232条の2で、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができるかと規定されております。

補助金は、事業に対する補助と団体に対する補助の2つに大別されると思います。行財政改革大綱の事務事業の整理、見直しでは、補助金、負担金については、補助目的、対象者数等を精査し、補助金額の見直しを行い、経常的な補助金は廃止するとされております。また、交付団体の統一促進や交付期間を設ける等の目標を定め、今後4年間で約4,200万円の削減額実施に向けて取り組んでいるところであります。

補助金は、事業や団体ごとに個々の状況が異なりまして、画一的に線引きが不可能なことから、今後の補助金につきましても、毎年度事情聴取を行い、適正な補助金の交付を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の本庁舎方式検討委員会についてお答えをいたします。

御質問は、旧3町に関係しない外部専門家による本庁舎方式の検討委員会を設置することのだが、住民や地域の意見や声はどのように反映させるのか、最終的な決定のときに住民の意見をどう把握するのかについてでございますが、由布市が誕生して早くも3年がたとうとしております。

議員お尋ねの本庁舎方式への移行につきましては、これまでも御質問をお受けしているところでございまして、合併協議会におきましても非常に難航し、最終的に分庁舎方式で合併合意がなされたところがございます。しかしながら、行政組織の効率化を図る観点から、将来的には本庁舎方式を目指すということになっております。

これまでの約3年間を顧みましても、事務的に非常に非効率であり、庁舎間における時間的なむだが生じることや、行政組織として運営上も大きな問題があると言えます。

平成18年第4回定例会及び19年第4回定例会でも御質問にお答えしたところでございますが、今後、大学教授や行政経験者など5名によります庁舎方式検討委員会を早急に立ち上げまして、外部の専門家の皆さんの客観的な考え方で将来的な由布市を見据えた報告を年度内にいただく。並行して、議員の皆さん方には、特別委員会等々を設置していただく中で協議をしていただき、地域審議会には諮問をし、そしてまた、自治委員の皆さん方には十分な協議をしていただくというふうに考え、その結果を受けて、総合的に判断をしていきたいと思っております。

次に、3点目の地域自治区制度の導入についてでございますが、平成16年、地域自治区について地方自治法に制定されましたが、制度化されましたが、その背景となる第27次地方制度調査会答申によりますと、「地域においてはコミュニティー組織、NPO等のさまざまな団体等による活動が活発に展開されており、地方公共団体はこれらの動きと呼応して新しい協働の仕組みを構築することが求められている」と述べられております。

このことから、地域自治区は、コミュニティーレベルでの協働の仕組みとして位置づけであると考えられます。したがって、地方自治法第202条の5に規定される地域協議会についても、制度上、行政を拘束するような決定権は付与されておりません。

一般制度としての地域自治区は、市内の全域を区分しなければならず、また、この制度を採用しなければ実現できないメリットも余り多くなく、多くの自治体では採用していないのが実情でありまして、さまざまな社会情勢の変化に伴い、住民参加による新たな行政運営のあり方は、地域自治区制度も含めて、常に注視をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、本庁舎方式と総合支所方式のあり方をどう考えるかということですが、将来的な重点施策や市民サービスの向上、施設の管理方針や危機管理、さらには将来的な職員数など十分考慮して行う必要があると考えておりますが、行政のスリム化を可能にするためには、現在の分庁舎方式から本庁舎方式に移行することが最も有効な手段だと考えております。

ただし、本庁舎方式の課題として、行政機能が1カ所に集中することによって、市民サービスの低下が市民の皆さんから心配されておりますが、そのために地域振興局の機能を充実させる等、この点については十分に配慮してまいりたいと考えております。

お尋ねの本庁舎方式と総合支所方式のあり方につきましては、総合支所方式になりますと、合併前の旧町時代に最も近く、行政経費の削減は期待できないと考えております。また、各庁舎で重複する事務が生じて、非効率であり、総合的な行政力は発揮できないと考えております。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。では、順番に再質問させていただきたいというふうに思っております。

まず、消防の広域化推進計画についてなんですけれども、お手元に資料を配らせていただいております。メリット、デメリットをどう考えますかということで、幾つかメリットがあるというふうに市長が説明されましたけれども、これは大分県が出している広域化推進計画に書かれているメリットで、こういうメリットが考えられるけれども、これを実際に大分県内で一本化したときに、由布市にとって本当にこれがメリットになるかどうかと、そこら辺をどう考えているかということをお伺いしたかったんですが。

例えば、初動出動体制が強化できるということが広域化のメリットだというふうに言われますけれども、これ要するに、人手が足りないところを一本化して広域化すれば、部隊数が増加するので、お互いに初動体制が補い合えるということの意味だと思うんですが、それは確かに、例えば職員数に余裕があったり、それから人手が余っているところがあれば、そういうところが広域化して一緒になれば意味があるかもしれませんが、大分県は、ただでさえこの消防署も人手不足、職員不足なのが実情だと思います。

この広域化計画を見ても、全国の消防職員の充足率というのが出ておりまして、全国平均76%に対して、大分県全体でも53.2%、由布市の充足率が46.7%ということだそうです。つまり、どこも消防職員の人手が足りなくて、この充足率では、そういう人手が足りないところ同士がくっついて一緒になったって初動出動体制の強化にはならないというのは、明白ではないかなというふうに思います。

しかも、もう一つ、例えば現場要因の増強と専門性が確保できるというようなメリットも上げられておりましたけれども、これも小さな消防署では、実際は、救急隊員は兼務者が多くて、専門性は確保できないということもあるのではないかなと思います。あるいは、現場到着時間の短縮ですとかということも言われてますけれども、これも先ほど言ったように、例えば大分市あるいは別府市が入らない広域化に由布市が入って、例えば竹田とか九重の方に出動要請があつて、そこに由布市の職員が出動を駆り出されている間に由布市の方で火災や救急出動要請が出て、逆に人手がいなくて出られないということだつて考えられると思うんですね。

そういう由布市の消防署の実情に照らしたときに、このメリットは、私は一つもメリットになってないのではないかなというふうに思っています。

あと、もう一つ、例えば、この広域化計画を読みますと、管外搬送が多いから、特に由布市なんかは管外搬送の実績が多いから、管外搬送している間に救急隊が管内に不在になるから、広域化して一緒にした方がいいというようなことも書かれていますけれども、このことについて、由布市の管外搬送者が特に多いというふうな実態があるのでしょうか。ここら辺ちょっと、もしわかれば教えてください。

○議長（三重野精二君） 消防長職務代理者。

○消防長職務代理者（浦田 政秀君） 消防長職務代理者でございます。1番議員の御質問にお答えいたします。

県内の管轄搬送人員の割合の平均ですが、18年の数値で見ますと、平均で16.3%となっております。管外搬送の高いところの消防本部では、豊後高田市で55.1%、杵築・速水で55%、豊後大野市で46%となっており、由布市では46.7%となっております。

由布市の管外搬送の状況ですが、大分市と別府市がほとんどとなっております、生活圏の中

での管外搬送と考えております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） よくわかりました。ということは、由布市が管外搬送が多いっていても、それは実態は、大分市や別府市に搬送しているのが管外搬送が多いと。多分、挟間地域の人たちが大分の方の病院に運ばれたり、湯布院の人たちが別府の方に運ばれたりするっていうことだと思うんですけど、であればなおさら、大分と別府が入らない広域化に参加したって、管外搬送が軽減されるというふうには全く思えないと思うんですけども。このメリットと言われることは、私、由布市にとっては一つもメリットじゃないんじゃないかと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 消防長職務代理者。

○消防長職務代理者（浦田 政秀君） 消防長職務代理者です。1番議員にお答えいたします。

先ほど市長が答弁したように、大分市が不参加ということが一番デメリットということで考えております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） ということは、大分市が入らない広域化に由布市が入ってもメリットはないと。ましてや、別府市も同じようなことを言って、メリットがないから不参加だということが表明されているというふうに新聞でも報道されています。であれば、私は、そういう由布市にとってメリットにならない広域化に対しては、参加の意向はないということを早く、きちんと表明すべきではないかなというふうに思います。

大分も別府も、この計画が策定されてすぐに不参加を表明しているようなんですね。お手元の新聞、これ皆さんにも配られているものだと思うんですけども、この3月の新聞を読みますと、線を引きましたけど、大分市の方は、早い段階で広域化に参加しない考えをもともと県に伝えていたと。だから、県の方は、計画を策定する段階で、もともと大分市は除いた13本部でまずは計画しましょうと言ったというふうに書いてありますし、その後、6日後の新聞では、別府も不参加と。これについては、県が昨年7月に設置した消防力強化推進検討協議会で、当初から不参加との考えを伝えていると。

大分も別府も、早い段階で、この広域化に自分たちのところはメリットがないと考えて、不参加を表明しているんですから、由布市も、大分や別府が入らないことはデメリットだと今はっきりおっしゃったんですから、早い段階でそれを県の方に私は伝えなければいけないんじゃないかなと思います。そうしないと、逆に県やあるいはほかの参加を検討している市町村に対しても、

由布市の態度があいまいなまま、ずるずる由布市が入るのか入らないのか。で、途中から抜けたなんてことになると、かえって迷惑がかかるのではないかなと思いますので、市長、早い段階です、不参加を表明するんだったら県に表明したらいかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 大分市不参加、それから大分市が参加しなければ別府も参加しないというような状況でありますけれども、私は、この県の説明をいろいろ聞きましたけれども、大災害のときの指揮命令系統を一本化するということは大事なことであります。

例えば、各消防署がありまして、命令系統がばらばらになっておいて、この前の新潟地震においても、いろんなところから応援隊が来ているけど、何をどのようにやっていいかわからないような状況が生じていたと。そして、救援活動もおくれたというような状況を聞いております。

そういうことからしたときに、指揮命令系統を一本化するということは一番大事なことでありますというふうの説明を受けまして、なるほどというふうには考えておりますが、由布市としては、大分市と一番密着した消防隊でございまして、この大分市が参加しないということは、我々としても大変不本意であるということは県に伝えてあります。

そういう状況の中で、最終的に大分市にも、それから別府市にも、参加を県は強く要請し、最終的には入っていただくようにすると。そういう中で協議に加わって、いろんな協議をしてほしいということでもありますので、私も、その点については協議に参加をしていくことを伝えたいわけでもあります。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 命令系統が一つになって、大災害のときに指揮がとれるというようなメリットがあるけれども、それはもっと言えば、由布市に大災害が起きたときに一緒に命令系統を使って救助を要請したいのは、やっぱり私は大分だと思うんですね。

今、市長が言われたように、大分が入らないことが唯一のデメリットであるならば、由布市はそんなに遠慮することなくて、大分や別府が入らないんだったら入りませんって言うておけばいいんですよ。それで、県がそれでも、大分を入れてでも一本化しようということだったら、メリットがあるから入るということ言えばいいと思うんですけど、今、もう既にこうやって大分と別府がしっかり不参加を表明している段階で、由布市がいつまでもあいまいな態度をとるのは、私は非常にいろんなところに迷惑がかかると思うんですね。はっきりと大分が入らないところはデメリットだと、メリットがないんだったら、私はそれを早く言うべきだと思います。

で、協議をしながらと言っていますけれども、この広域化のスケジュールを見ますと、今年度から連絡調整会議を進めて、どんどん計画策定を進めていくようです。で、24年には実現したいなどと言っておりますけれども、であれば、むしろ早く不参加を表明してあげた方がいいんで

はないかと思しますので、そこら辺、ぜひ市長は県に早く伝えていただきたいと思います。これは答弁結構です。

次に移ります。商工会の補助金についてなんですけれども、商工会の補助金の実態をお手元の資料に載せております。4ページ目になります。先ほど市長が額を言ってくださいましたけれども、額だけではなくて、その根拠となるほかの数字も載せました。平成18年、19年、20年度の3商工会に対する補助金額と、それから、それぞれの商工会の会員数と決算額を書いております。

例えば、平成20年度で見ますと、補助金額は先ほど市長が言われたとおりです。会員数が、挾間254、庄内229、湯布院が488、これ会員1人当たりの補助金額を割り出しますと、挾間の場合は1会員当たりが1万7,622円に対して、庄内は1万2,057円、湯布院は8,691円になります。決算額に対しての補助率を見ますと、挾間は17.3%、庄内は10.9%、湯布院は9.4%というふうになっています。同じ3地域の商工会に対して同じ商工会補助金という名目で出されている補助金がこんなに補助率が違うのかと、私は改めてちょっとびっくりしたんですけれども、これはどう考えても不公平感が否めないんじゃないかなあというふうに思います。

先ほど市長の説明は、過去の長い歴史と経緯があるというふうに言われました。それを含めて検討したと言われてますけれども、この額の根拠がですね、長年の歴史と経緯や補助金の申請額により精査して決定していると言われてましたが、それだけじゃ根拠がすごくあいまいだと思います。

このことについては、私が今回初めて質問をしているのではなくて、2年前でしたか、平成18年度の当初予算の予算審議のときに同僚議員が質問をされていました。今回、どうしてこんなに額が、補助率が違うのかっていうことに対して、ちょっと議事録引っ張って見たんですけど、当時の商工観光課長、このように答えられています。「商工会の補助金につきましては、合併時に調整の方針の中で、各町のそれぞれの額が非常に異なっておったということから、案分する方法がいいのか、会員数で割った方がいいのか、あるいは決算額から検討した方がいいのかということで、かなり議論を重ねてきましたが、商工会の合併までは援助を基本としつつも、18年度以降の予算措置については新市において検討するということを踏まえて、会員数などを勘案して補助金の額を決めました」と書いてあるんですね。

会員数などを勘案したら、どういう計算式でこういう補助率になったのかが全くわからないんですね。長い歴史ですとか、過去の経緯があるのでこの補助率だと言われても、じゃあ、どういう数式で出したのか、しっかりとした根拠を示していただきたいんですけれども、この補助金額を決めたときの決定的な根拠っていうのは何だったんでしょうか。

○議長（三重野精二君） だれか。（発言する者あり）どこが答える。商工観光課長。

○商工観光課長（服平 志朗君） 商工観光課長です。1番議員にお答えいたします。

平成17年度に合併のときに決めた金額から、現在に至っては、18年度においては湯布院町は増額されております。逆に挾間町は減額されておるといことで、そのときに調整を若干図られたということになっております。

○議長（三重野精二君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（吉野 宗男君） 1番議員さんの質問にお答えいたします。

背景につきましては、先ほど議員さんがお話のありましたとおり、旧町時代からのさまざまないきさつがございまして、会員割とかいろいろ検討したんですけども、なかなかそこ辺が調整がしにくくて、いろんな背景がございまして、それを継承するような形で補助金は決定をいたしておりますし、各町商工会からも、これまでの補助金を維持してほしいというような要望も出ておりましたので、そこら近所を含めながらやってきております。

その後につきましては、ここの数字を見ていただければ、若干ずつではありますけども、微調整を加えながら来ておりますけども、いずれにいたしましても、私ども、先ほど市長が申し上げましたように商工会の合併、今は凍結をされておりますけども、早い段階での凍結を解除してもらって、合併に向けた取り組みをしていただきたいなあというふうに考えておりますし、会員割にしますと極端に湯布院が高くなってくるし、これまでのいろいろなそれぞれの地域の地域振興事業等がございまして、その中の背景等も踏まえながら、こういう予算措置にさせていただいております。説明になるかどうかわかりませんが。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 要するに、根拠がはっきりしてないということだと思うんです。はっきり言うと、18年度のときは、合併した直後だから、今までの各旧町時代にもらっていた補助金額と、そんなに一気に減らすわけにいかないから、同じぐらいをつけようというようなことを当時の課長——今の部長ですけれども、答えられております。

ただ、それからもう3年たっているわけですね。それで、今、この現段階において、その3地域、同じ由布市の中にある3地域の商工会の補助率がこんなに違うっていう実態を少しでも改善しようとする検討をされたのかどうか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（吉野 宗男君） 内容等につきましては検討をしながら、おかしいのは十分私どもも理解しておりますけども、昨年度、合併に向けた取り組みの中で、合併がなされれば一本化ができるということで、そういった考えの中で進んでおりましたので。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 検討を全然してないんですよ。18年、19年、20年のこの金額、これよく計算してみますと、毎年それぞれ5%減にしているだけなんです。要するに、前年度対比で5%それぞれの数字を小さくしているだけで、その3地域の商工会同士の不均衡、不公平さをどういうふうには是正しようかという跡が全く見られないんですよ。

もちろん、今部長が言われたように商工会が合併することを前提としていたから、それまでは何とか不均衡であっても仕方ないけれども、合併をしたら一本化になるんじゃないかという見込みがあったということですが、今の段階で3商工会は合併凍結ということを言われております。この段階において、由布市は、例えば21年度の補助金を決めるときには、どういうふうに算定されるおつもりでしょうか。

○議長（三重野精二君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（吉野 宗男君） 合併の凍結解除がちょっと厳しい状況でございますので、議員さん御指摘の部分を十分精査しながら、事業とかいろいろな部分で検討しながら、21年度の予算につきましては検討というか、再検討を加えたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） やっぱり市内の3つの商工会に対する補助金が違うということに対しては、不公平感が否めないのは仕方ないと思うんですね。で、検討されるということでしたが、話をひっくり返すようですけども、私は何も、何もかも全部一律に補助をするのがいいとは思わないんです。3地域の商工会の補助率がどうして違うのかっていう根本を考えると、それは、先ほど市長も言われたように、過去のそれぞれの地域の特性や歴史が背景にあったということは、私、これ非常に重要なことだと思っています。

要するに、商工会の補助金について言えば、それぞれの旧町で商工業に対する行政施策のあり方の考え方が違ったから、挾間は、例えば決算額に対して20%近くの補助をすると、それに対して湯布院は10%以下の補助だったと。これ横並びにするとすごく不公平に見えますけど、それだけ旧挾間町は商工業者に対する手厚い保護を行政施策の考え方として掲げていたから、これだけの補助率の違いがあるんだろうと思うんですね。それを由布市になったときにはどう考えるんですかということなんです。

何もかも同じ一律の補助率にすれば、全部解決するとは思いません。挾間地域においては、地元の地場産業の育成という意味も含めて、商工業に対する分厚い補助が必要だというのが行政の考え方であれば、それは合併した後も、挾間地域にとっては商工業の補助というのは大切なはずだと思うんですね。そういうことと、ほかの地域にとってはそれほど手厚くして補助しないということの違いをどう説明するかということが、私は非常に問われると思うんです。今まで、旧町のときからそうだったからっていうだけでは、もう通用しないと思うんですね。

私は、何もかも全部、全地域同じように補助をしようと言っているわけではないんです。挟間の商工業に対しては手厚い保護が必要だと、補助が必要だと行政がもし考えるんだったら、はっきりそう言ったらいいと思うんです。ただし、それを言った上で、じゃあ、どういうふうな算定根拠に基づいて、どういう方法によってその補助率を出したのかっていうことを、やっぱりほかの地域の団体が納得するような、そういうことを示さなきゃいけないと思うんですよね。そこら辺については、どういうふうにお考えになりますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（吉野 宗男君） お答えをいたします。

今、御指摘の部分につきましては、十分検討して、説明のできるような補助金の体系づくりをしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） まずは、基本的に各地域の商工業に対する補助というものをどういうふうに考えているのかと。挟間地域の商工業、それから庄内地域の商工業、湯布院地域の商工業に対して、行政がどういうふうに考えていて、だからこそこういう、例えば半分は会員数で案分するとか、あるいは事業費補助を乗せるとかいう根拠にしたんですよというようなことを、まず明確にすべきだというふうに私は思います。また、その上で、私は、ほかの地域から不公平感の感じられないような補助の仕方を考えるべきではないかなと思います。

例えば、もっと言いますと、挟間の商工会に対する補助が特に必要だと思うのであれば、しかも、それを補助しながら不公平感を抱かせない方法ということで、例えば観光商工費からの補助というのは、私は、市内一律にして、例えば事業額に対する案分ですとか会員数に対する案分などで一律の補助率を出して、ただ、それだけだと挟間地域には足りないから、もうちょっと補助すべきだということが明確な根拠のもとであるのであれば、私は、それは地域の特性であるんだから、地域振興費から出すというようなことも考えられるのではないかなあというふうに思いますが、そういうことについていかがでしょうか。これ市長にもお考えを聞きたいと思います。

○議長（三重野精二君） 環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（吉野 宗男君） お答えをいたします。

なかなか納得のいけるような部分の予算の枠組みができるかどうかわかりませんが、地域振興費といいますと、それぞれの地域振興課の配分されている予算の中からということですか。そこ辺も含めまして、ちょっと検討させていただきます。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 地域振興のそういう商工関係、そして地域振興関係であれば、地域振興部局対応でも十分いいと思います。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 私が言いたいのは、挟間の補助金が多過ぎるとか、庄内、湯布院が少な過ぎるからもっとつけるとか、そういうことだけを言いたいんじゃないで、きちんと補助金を交付するときには、市としての考え方と明確な根拠をきちんと見せるべきだということが一番言いたいんです。

先ほど部長は、今後、来年度の商工会補助金についてはちょっと検討したいというふうに言われてましたので、それを楽しみにしたいと思うんですが、基本的には、私は、補助金のあり方というのを何もかも一律、全部同じにすることが、本当に補助金の目的ではないと思います。それは、先ほど市長も言われてましたけど、補助金というのはなぜ交付しなきゃいけないのかっていうことを考えたときの基本に立ち返って、挟間地域の商工会にはなぜこれだけの手厚い補助が要るのかということを確認に、はっきりと、ほかの団体に納得できる根拠をつけて出すんだったらいいんじゃないかなと思います。

これは、たまたま今回、商工会補助金の例を出しましたけれども、これは商工会補助金のことだけではなくて、ほかにもこういうことはあると思うんですね。こういうことをきっかけにして、補助金のあり方をしっかり考えておく。先ほど事業補助金と団体補助金についての考え方を市長は言われていました。基本的には、事業補助金というもの、経常経費の補助というのは削減していきたいと、で、事業補助をしていきたいということであれば、そういうことをきちんと指針として出していただきたい。

いろんなほかの市町村なんかでも、補助金のあり方検討委員会というようなものをつくって、きちんと補助金のあり方を明確に指針として示しているところが多いんです。合併して、もう3年以上がたちます。いろんな各町のいろんな団体の補助金の差異を問われたときに、全部一律にしろというのではなくて、この地域のこういう団体やこういう事業には、こういう理由で補助をしていますということを明確に言えるように検討していただきたいなというふうに思っております。

時間がないので次に進みます。庁舎問題ですが、庁舎検討委員会を設置して、これから専門家を集めて意見を出すとされてますけれども、この本庁舎方式への移行については、市民からもいろんな意見がたくさん寄せられています。私のもとにも、いろんな方々から御意見が送られてきています。

それから、聞くところによりますと、挟間の地域審議会と湯布院の地域審議会では、市長からの諮問案件以外に、委員さんたちが独自に、自主的に、この庁舎問題を地域審議会の正式議題にして取り上げて、意見具申をしようというようなことを決めたというふうに聞いておりますが、そこはどうなんでしょうか。庄内は、そういう話はしてないんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長（太田 光一君） お答えします。

湯布院の地域審議会では、2回目を開催しました。その中で、2回目では何をテーマにするかということでいろんな御意見が出ておりますが、今お話のありました本庁舎方式ということも出ておりますので、今後、そういったことも検討といいますか、審議をしていく方向になろうかと思えます。

○議長（三重野精二君） 挾間振興局長。

○挾間振興局長（後藤 巧君） お答えをいたします。

挾間の審議会につきましては、もう2回目が終わっておりまして、その2回目のときに、湯布院と同じく、どういうことを審議するかということで、もうすぐ来週あるんですけど、庁舎問題についての審議をするようになっております。

○議長（三重野精二君） 庄内振興局長。

○庄内振興局長（川野 雄二君） 庄内振興局長でございます。小林議員の御質問にお答えいたします。

庄内では、昨年度、全体的な意見具申ということで、本庁舎の問題についても若干、意見で市長に述べております。本年度、2回、地域審議会を開いておりますが、現在のところ本庁舎の問題については触れておりません。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 市長は、まだ庁舎問題について地域審議会に諮問はしてないんですね。諮問してないのに、地域審議会の皆さんが自主的に、その地域にとって重要な問題だからということで、これを正式議題に取り上げているということは、それだけやっぱりこれは非常に市民の関心が高い問題だということだと思います。そういう市民が自主的に、関心を持って、自分たちで話し合おうとしていることに対して、私は、今回、外部の専門家たちだけにたたき台案を検討させるということは、非常におかしいなというふうに思っています。

ある市民の、これ地域審議会委員さんから寄せられた文書の中にこういう文章がありましたので、ちょっと御紹介したいと思います。「市長は、諮問機関、庁舎方式検討委員会を近く設置するとしています。市外の有識者を委員に委嘱し、財政負担や効率性など客観的な視点から結論を求めると言っていますが、どれほどの有識者なのでしょうか。由布市の中で将来も生活を送らないような無責任な立場にある外部の有識者という人たちの意見が、由布市に実際暮らす市民のためのアイディアとなり得るでしょうか」という強い疑問を出されています。

私、こういうことを感じられるのは、この方だけじゃないなと思います。私もそうだと思います。どうして、由布市にとって非常に重要なこの庁舎問題の最初の検討の場を、市民を入れない

で外部の有識者だけに頼るのかというところ、私は非常に反発を覚えます。

市長の説明によりますと、客観的な考え方が必要だからだと言われますけれども、最初から市民を入れると、客観的な考え方を持たずに、みんな自分の地域にとって有利なことばかり言って、けんかになって話がまとまんないからだというようなことを言われてるんでしょうけれども、私は、それは違うと思うんですよね。何で市民が客観的に考えてくれないのか。それは、市民がわがままだからじゃないと思うんです。それは、言わせてもらうと、全地域の市民が一つになって由布市のまちづくりビジョンを共有できていないからだと思うんです。みんながまとまって、なぜ同じ考え方にならないのかというと、それは最初から3地域が同じ一つのまちづくりビジョンを掲げていないからではないかと思うんですよね。それぞれの地域は、それぞれの地域、自分たちの地域によくなるという目的を先に出しているのであれば、3地域が一つになって、一つのまちづくりの夢を持つようと思っていないから、だからこそ自分の地域にとって一番いいことを優先しようと、だから客観的にみられないんだということだと思うんですね。

私は、それは当然のことだと思うんですね。というのは、これだけ気候も風土も違いますし、地理的要因も、生活環境も、産業構造も、何もかもが違っている地域が一つになって、同じような生活とか、同じような暮らしや同じような町をつくろうというのは、どだい無理だと思えます。ですけれども、これは私、決してマイナス要因ではなくて、逆に言えば、こういった地域の違いこそが由布市の最大の魅力であり、宝ではないかと思えます。

つまり、由布市にはさまざまな地域の多様性があるということ。で、その多様性があるというのは、非常に強いことだと思えます。この由布市の一番の強みが、私は、由布市全体のまちづくりのビジョンであるべきではないかなというふうに思っています。だからこそ市長は、総合計画のビジョンに「地域自治を大切にしたい住み良さ日本一のまち」というのを掲げられたのではないかなあと思えますが、市長、ここら辺、どうですか。市民が客観的に考えないというふうに思われていることの背景に、こういうことがあるんじゃないかと思えますが。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 決して、そういうことではないんでありますけれども、策定のメンバーと並行しながら、市民の声も十分反映させていきたいというふうに考えておりますから、議会の議員の皆様方の御意見も、そしてまた、審議会委員の皆様方の諮問をして、どういう形がいいのかということも声を聞いていきたいと思えますし、自治委員会においても、その協議をしていただいて、一番いい方法の声を出していただきたいというふうに考えております。

また、いろんな形で市民の声も聞いていきたいし、私のところにもいろんな声が聞かれています。それぞれの皆様方もいろんな声を聞いておると思えますけれども、議員の皆様方には、その声をまた議会で反映させていただきたいと思えますし、市民の声は十分反映させていきたい。

また、地域自治区等々、後の問題に触れますけれども、やっぱり地域の自治的な、自分たちの地域は自分たちでつくっていくという、そういう基本的な姿勢というのは、これからやっぱり生まれてこなければいけないだろうと。今までの旧町の時代は、やっぱり行政主体の、中心の政治でありましたけれども、これからは、自分たちの地域は自分たちでつくっていくという、その根本に立ってやっていっていただかねば、由布市の発展はないというふうに考えております。

決して、地域根性とか何とかではなくて、今言われるような、そういう由布市の全体を見詰める、そういうものが、まだまだそこまで至っていないというふうに私は考えているわけです。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 市民の意見の取り入れ方についてちょっと後回しにして、先に、今市長が言われた地域主体でやっていくんだということを基本にしていると。であれば、私は、その行政組織も、その地域自治を主体にする形にするべきではないかなというふうに思います。

「地域自治を大切にしたい」というのを総合計画のビジョンに掲げているのであれば、地域自治を大切にするための行政組織ってというのはどういう形であるべきか。それは、やっぱりその地域行政の拠点の充実をしっかりと図ることがポイントだというふうに思っております。

市長が先ほど述べられましたように、一極集中をすると市民サービスの低下が危ぶまれるので、地域振興局の機能を充実させていきたいということについて、私は市長と大変同感であります。私は、何も本庁舎方式にすることに反対をしているわけでは決していないんです。ただ、本庁舎方式っていてもいろいろあるんだということを、ちょっとしっかり考えていただきたいというふうに思うんです。

つまり、今ある分庁舎方式のデメリットを解消するために本庁舎方式にするには大賛成なんですけれども、ただ、本庁舎方式というのは、何もかも一極集中して1カ所にまとめ上げることだけが本庁舎方式ではないよということを言いたかったんです。

最後の方に大きいページで資料をつけさせていただきました。前にも私この方式を提案していたんですけれども、もう随分前の話ですし、改めてちょっとブラッシュアップしたので、提案したいというふうに思っております。

左側が、現行の今の由布市の分庁舎方式と総合支所方式という形で進められている方式です。それぞれの庁舎の中に産業建設部の各課や総務部の各課あるいは教育委員会、それぞれの各課、いわゆる通称本課と呼んでますけれども、その本課が各庁舎にばらばらに分かれている。これが非常にデメリットであって、非効率であって、経費も莫大にかかる。これをまとめることを本庁舎方式にするというのであれば、私は、それは大賛成です。

ただ、忘れてほしくないのは、その総合支所方式という名のもとに、各庁舎にきちんとした地域振興局を配置していると。ただ、この地域振興課の権限、機能が充実されていないということ

が非常に問題なので、ここはここで充実をしていくということが重要なのではないかなと思います。市長も多分同じようなことを言われているのではないかなと思いますが、その右側に2つ出してあります。

上の方は、先ほど私が言いました、何もかも全部一緒くたにして、今、3庁舎に分かれている本課を本庁舎と呼ばれる真ん中に集めて、あとは支所にするだけだということですが、一極集中型です。これは、もちろん大きな本庁舎が必要ですし、一極集中型にすると、かえって私は非効率になる面もあるのではないかなというふうに思っております。本庁舎に置いた各課の職員がそれぞれの地域の隅々まで走り回らなければならなくなりますし、そういう意味では、経費が私は削減に直結する問題ではないんじゃないかなというふうに思います。

さらに、もっと一番大きいデメリットは、こうやって何もかも一極集中型の本庁舎をつくろうとすると、この一極集中の場所をどこにするかで大変割れて、もめるということが一番のデメリットだと思います。

それに対して、私が提案しているのは、本課を1カ所にまとめることについては大賛成ですが、それは、まとめた本課は小さくして、少数制の小さな本課にすると。そのかわり、本来の総合支所方式と言われる地域の支所をしっかりと充実、強化させて、そこには課長権限ぐらまでの権限をしっかりと与えて、地域の中の仕事は全部地域の中で解決できるようにすべきではないかなと思います。

これに対して、市長、先ほど合併前の旧町来の形になって、経費削減できなくて非効率であるというふうに言われましたけれども、私は決してそうではないと思います。先ほど言いましたけど、一極集中して何もかも1カ所に集めることが一番効率的であるかという、決してそうではないのではないかなと思っております。

こういうことを勘案しまして、費用の面もあわせて、しっかりと検討をするテーブルに上げていただきたいと思えますし、あと、もう1個言えば、この小さな本庁舎としっかりと総合支所方式の一番のメリットは、総合支所の機能がしっかりと充実していれば、本庁舎の位置には余りこだわらないという市民が私は多いのではないかなというふうに思っております。地域のことが地域振興局、総合支所で全部賄えるのであれば、本課の本庁舎の総合調整はどこでされてもいいということが一番のメリットではないかなと思います。

こういうことを含めて、私は、本庁舎方式と一言で言っても決して一つではないんだということとをぜひ頭に入れて、今後の検討に臨んでいただきたいというふうに思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） これまでの経過、それから今後、検討委員会とか市民の皆さんの声を聞

きながら、十分検討してまいりたいと。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） その検討の仕方なんですけれども、ちょっと話は戻りますけれども、どうして、私は、最初のたたき台や検討案をつくるのを外部の専門家だけにするのかというところを非常に疑問で仕方がありません。市民が客観的な目を持って市全体のことを考えられるようになれば、外部の人たちにつくってもらわなくてもいいのであれば、最初に私はそういうことを市民に求めるべきではないかなと思いますが、どうして市長は最初に市民や地域に関係する人を入れないようにしようとしているんですか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） これは、これまでの合併協議会の中で本庁舎方式をとろうと皆さんで協議をした結果、それぞれの地域が主張があつて、まとまらなかったと。そういう旧3地域の声が3通りあるということでありまして、そういうことであれば、今回も、またそういう3地域から同じ形で人間を出していても、やっぱり同じ結果が出る可能性がある。それも一つしなくてはいけないかもしれませんが、やはり客観的な目を見たときにどうあるかということも、知ることとは大事なことであるというふうに私は考えております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 私は、3地域の人たちが集まって話をすると話がまとまらない、自分の地域に有利なことばかりを主張して一つの考えにならないというのは、それは、私は3地域の人たちがまだちゃんと話し合っていないからだと思うんですね。

もちろん最初は、それぞれ3地域の人たちが自分の地域かわいいで、一番主観的なことばかりを言うかもしれません。しかし、それをちゃんと乗り越えて、お互いにちゃんと言い合ったり、話し合ったり、主張し合ったり、自分たちの地域が主張することとほかの地域が主張することの違いを自分たちで確認し合つて、その上で、じゃあみんなでどうしますかという解決策を導き出すことが必要なんではないかと思うんです。

そういうことを私はしてないんだと思うんです。言い合つて、最初に違うことを言い合つてるだけだからまとまらないんじゃないじゃなくて、その次のステップこそが一番重要なんではないかなと思うんですよね。自分たちで調査して、自分たちで考えて、自分たちで議論して、自分たちで最後の結論を導き出すという作業が必要なんだと思います。

それが、意見や対立、利害が違う地域の市民がぶつかり合つて、意見が分かれることを恐れて、外部の全然関係ない人に案をつくってもらったとしたって、それを私は市民が受け入れるはずないと思うんです。そんなこのだれがつくったかわからないような、だれかよその偉い先生がつくった案を、幾ら専門的に客観的に見ていい案ですよって幾ら説明したって、私は市民は理解し

ないと思いますよ。

なぜ理解しないかという、それは自分たちでつくった案じゃないからです。幾らそれをいい案だと説明されても、自分たちでつくり上げる案でない限り、市民は絶対受け入れないと思うんですよね。私は、自分たちで、市民が自分たちで一つの案を自分たちの中からつくり上げることが一番重要なんではないかなというふうに思います。一つの案をみんなが納得して受け入れられるようにするには、自分たちがつくった案だったら、自分たちで納得しますよ。

それは、そのためには、最初是对立するかもしれないけど、その中で何とかみんなが一つにまとまって、最後の案を自分たちでつくってこうという作業をすることしか、私は、解決策はないというふうに思っています。それこそが成熟した議論のあり方であると思いますし、その最初に案を調査して研究するところから市民が自分たちで主体的にやらないと、だれかがつくってくれた案を、これがいいですよと幾ら説明したって、納得は絶対しないと思います。案づくりの部分から私は市民主導でやってもらいたいというふうに思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） この検討委員会の結果が出てからということではなくて、並行してですね、審議会等々に諮問をしながら並行していきたくて、で、両者の意見も十分組み入れていきたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） であれば、その専門家だけでつくる検討委員会は要らないと思うんですよね。市長は、私、もうちょっと市民を信じてほしいと思うんですよね。言葉は悪いけど、市民を何か子ども扱いして、みんなが自分の勝手なことばかりを主張し合う子どものけんかをさせちゃ悪いから、大人がわりに専門家の先生がつくった案を受け入れて、あなたたち、これを飲み込みなさいなんて言っても、反発するだけだと思うんですよね。それよりも、その子どものけんか状態であるのをどうやって大人の議論に、成熟させた議論に変えていくかというところに、私は市長の仕事があるんだというふうに思うんです。

提案をしていきます。まず、その外部の専門家だけでたたき台案をつくる必要はないと思いますので、それはやめた方がいいと思います。案を作成するのであれば、地域審議会や市民主体の場で一から案をつくってもらう。その案をつくってもらうためには、市民の人や委員の人が自分たちで調査・研究して勉強する。そこに専門家のアドバイスや専門知識が必要なのであれば、その専門家の先生たちをその市民が調査・研究する場に派遣すればいいというふうに思うんです。

それで、その上でそれぞれの地域の人たちが勉強し合って案をつくったら、それぞれの地域の人たちが一つになって、きちんと徹底的に議論をし合える場をつくる必要があるというふうに思います。ただただ主張を言い合うのではなくて、主張を言い合った後に、3地域の人たちがど

うやってその案をまとめるかというところを、最後まで市民の人たちが自分たちで作り出してくださいと。そこまで市民を信じて、私は、託すべきではないかなというふうに思います。そのためには、行政は徹底的に情報を市民に出していくべきではないかなというふうに思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） お答えします。

よくわかります。やっぱり、そういう市民のみんなで考えたそういうものというのは、大事にしていきたいとします。しかし、それを、私が言うのは、並行しながら、やっぱり客観的に見ていただくという点については必要ではないかなというふうにも考えております。今言われるような市民の声を中心に市民でつくらせていくということについても、十分検討していきたいと。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 市民の意見を聞くのではなくて、市民が自分たちで議論をして、自分たちで考えてもらう場をぜひつくってください。各地域審議会が自分たちで検討し始めています。であれば、そういう検討した結果を、3地域が集まって、みんなで一緒に検討したり、議論したりする場をつくってあげることが、私は行政にとって必要ではないかなというふうに思っています。それをすれば、私は、市民の意識、それから責任感というのは格段に上がると思いますし、それが市長の目指している住民自治の一番の近道ではないかなと思います。

もちろん我々議員も、多種多様な考え方や地域性を持つ市民の代表として、複数いるということが一番の強みにして、しっかりと議論をし合い、市民の選んだ結論を受けとめて判断していきたいとしますので、ぜひここら辺は市長にお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三重野精二君） 以上で1番、小林華弥子君の一般質問を終わります。

これで今回の一般質問はすべて終了しました。

ここで暫時休憩します。再開は2時15分とします。

午後2時00分休憩

.....

○市長（首藤 奉文君） きょう、テレビのテロップが流れたと思いますが、福宗のリサイクルセンターで火災が発生したということですが、鎮火をして、軽い火災だったということになります。すぐ鎮火できたそうであります。

.....

午後2時15分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

お諮りします。去る8月19日の開会日以降、陳情1件を受理しております。また、市長から議案第77号副市長の選任について及び議案第78号固定資産評価審査委員会委員の選任についての2件の議案が提出されております。

ついては、この提出案件3件を日程に追加し、追加日程第1から第3として日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、以上の3件は追加日程第1から第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 陳情について

○議長（三重野精二君） それでは追加日程第1、陳情についてを議題とします。議会事務局長にその陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（野上 安一君） お手元の陳情文書整理表をごらんいただければと思います。

受理番号3、受理年月日平成20年8月20日、件名政治倫理条例・職員倫理条例の制定を求める陳情、陳情者住所由布市挾間町古野〇〇〇〇番地〇〇、陳情者氏名武内良高氏ほか2名。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） ただいま議会事務局長が朗読をしました受理番号3の陳情は、会議規則第134条の規定によりお手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

追加日程第2. 議案第77号

追加日程第3. 議案第78号

○議長（三重野精二君） 次に、追加日程第2、議案第77号及び追加日程第3、議案第78号の2件を一括して上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました人事案件2議案につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第77号副市長の選任についてでございますが、本案は前秋吉副市長の死去により平成20年6月28日から空席となっております副市長職について、大分県職員として長年地方行政に携わってこられ、また平成17年4月からは湯平温泉の活性化を目的に発足した湯平温泉場活力創造会議の座長としてさまざまな事業を展開する中で、リーダーとしてその優れた手腕を発揮されるなどその豊富な経験と地方行政に精通した豊かな知識を持たれた清水嘉彦氏を適任と

考え選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴を添付しておりますので参考にさせていただきたいと思っております。

次に、議案第78号固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、本案は現委員であります永松良雄氏の任期が平成20年11月17日をもちまして満了となることから、再び永松氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

永松氏は平成12年3月に当時の庄内町固定資産評価審査委員に就任後今日まで8年間委員を務めておりました、資産税関係に明るく実績を持たれた方でございます。同氏の略歴を添付しておりますので参考にさせていただきたいと思っております。

以上、2議案について御提案を申し上げます。何とぞ慎重なる御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三重野精二君） 以上で議案2件の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案のうち議案第77号副市長の選任については会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し全員による審議とすることに決定いたしました。

なお、議案第78号固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑については、後ほどの議案質疑の際に行います。

それでは、これより審議に入ります。追加日程第2、議案第77号副市長の選任についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） お伺いしたいんですけども、午前中の一般質問を聞いていますと、こういう選任あるいは任命の同意について非常に慎重を期すと。うかつに同意したら大変なことになるということが特別印象づけられました。特に現教育長につきまして、その一般質問された方以外は全員出席して同意しとったように、私、記憶してんですけども、そうなりますと我々は一体何だったのかなと思うんで、これから出されている選任議案についてはより慎重にね、こっちは身辺調査をしてこれなら安心して任せられるという人にしたいと思うんですけども。

提出者に伺いたいんですけども、いつごろ可決、同意——要するに、これに同意していただきたいかっていうことを考えているのかっていうことなんです。

実は議案もらったのはおとといの夕刻でね、きのう調べようと思っても日中はこの本会議があって、なかなかそれ以後は私用があったりいろいろして調べようがなかったんですけども。と

なりますと、どうしても採決は最終日にお願いしたいというふうに思うんですけど、まあ、提出者の意向をですね、「これ、もう、いろいろ考えんでいい、即決してくれ。おれに任せ」というつもりなのか、それとも、議会にお任せして「いや、それは議会が決めればいいですよ」という立場なのかどうか、その辺をお伺いしたいんですが。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 議案は前もってお配りをいたしましたけれども、できれば私としてはきょう決めていただければありがたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） きょう決めるっていうことに対して非常に抵抗があるんですね。

先ほども言いましたように、おとといの夕方もらってですね、まあ、「こういう人が提案されただけでも、どうだろうか」ということをこっち2、3当たりました。その限りでは心配ないんですけども、もっと調べないとね。2年後に発覚するっちゃう場合もあるんですね。

だから、そういうことを考えるとよほど慎重にやらなきゃならんので、まあ、できれば最終日の決定にしたいんですけども、まあ、そういうことではどうでしょうか。改めてもう一度。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） もう私はできるだけ早くしていただきたいと思っております。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑はありませんか。7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 慎重を期すという同僚議員の言葉にまた私も同じ感を持っておるところですけども、副市長の同意に関して慎重を期すためということで、ひとつ教えていただきたい、確認したいんですけども、清水さんの住所が由布市湯布院町湯平〇〇〇番地ということですが、これは住民票の位置なんでしょうか、それとも……、え、本籍地。それとも不確かな情報なんですけれども、大分市の方から清水さん一時湯平の旅館に通っていたということを伺ってるんです。同居家族の方が大分市にいらっしゃるといことも伺ってるんで、その辺の正確な情報を教えていただきたいと思えます。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 総務部長でございます。7番議員にお答えをいたします。

ここに書かれております住所につきましては、住民票の住所でございます。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） もう1点。今、ご家族もこの湯平〇〇〇番地にお住まいなんですか。ひとりで住民票をここに置いていらっしゃるんですか。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 本人のみの住所というふうに思っております。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） じゃあ、ご家族は大分市で——私の得た情報でよろしいわけですね。——はい、わかりました。

○議長（三重野精二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「討論っちゅうと採決もあんな」と呼ぶ者あり）もちろんです。（「最終日にやってほしいな」と呼ぶ者あり）ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） それではこれで討論を終わります。

これより議案第77号採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。再開は14時30分とします。

午後2時27分休憩

.....

午後2時30分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

ここで、先ほど副市長の選任同意をいたしました清水嘉彦氏のあいさつを受けます。

○副市長（清水 嘉彦君） 皆さん、初めまして。このたび副市長の就任の議会の同意を賜りました清水と申します。よろしく願いいたします。

市長の補佐役として、また先日不慮の事故でお亡くなりになられた秋吉副市長の遺志を継ぎながら、由布市政発展のため最善を尽くすつもりでございますので、議会の皆さんにおかれましてはどうぞ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三重野精二君） ここで、代表監査委員の出席を求めています。

これより、各議案の質疑を行います。発言につきましては、日程に従い議案ごとに通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については所属委員会をお願いします。

.....

日程第2. 報告第6号

○議長（三重野精二君） それでは、日程第2、報告6号平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 報告6号に付随して監査委員の資金審査意見書というのが添付されてます。監査委員の意見書見ますと、表紙の裏に市長あての——平成20年7月28日付で、けたが多すぎて番号わからんのやけど、まあ、由布市監査委員宮崎亮一、由布市監査委員生野征平が由布市長あてにこの意見書提出したという書類があります。

代表監査委員にお尋ねいたします。この意見書は監査委員ごとに肩書きをつけて市長に提出しております。例月では議長に対してそういう監査委員ごとに肩書きをつけるという出し方をしていないんですね。市長さんにはやっぱり丁寧に書いて、議長には適当に出してるんかどうか、ついうがってしまうんですけども、どういうことでもいいんか——どうでもいいんかね、気分で出しよんのか、その辺を……。まあ、あなたの責任じゃない、ここにいる議選の人と前代表監査委員の宮崎氏が合議してやったことだと思うんですけど、あなた自身、こういうのは適当でいいんか、まあ、やっぱりきちっと統一してやるんか、それとも肩書きはこうゆう、いちいち書く必要がないというふうに考えておられるのか。長い行政経験及び監査事務局の当事者でもあった方の意見として拝聴したいんですが、どうでしょうか。

2つ目に、これ、添付書類が解説文があるんですね。これ、どこが作成なさったんかはっきりわからんですけども、平成19年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率についてというのを監査委員さんの作かどうかわかりませんが、その末尾の方に、「議会への報告は決算認定議案とともに云々かんぬん、9月中に議会で報告する必要とされている」というふうに書いてんですね。その「必要とされている」となると、まあ、通常9月議会で決算をやるっていうふうになって……。まあ、なってない。去年からそういうにしてるだけの話なんですけども、今回のみたいに12月にする場合もあるんですよ。何かあった場合は。まあ、選挙とかいろいろ考えられます。

この9月が必要とされている根拠は一体何なのか教えていただきたいと思います。これは、解説文を書いたところで結構ですよ。どこが書いたんかわかりませんが。

3番目は、実質赤字比率、まあ、解説も含めては標準財政規模に対する一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額の割合というふうになっとりますけれども、その会計解説文で一般会計等の実質赤字額を使っていますけども、「等」というのは一般会計とどういうものを指しているのか。

また、特別会計のうち普通会計に相当する会計というのは一体何なのか。そこ辺がわかるように教えていただきたいというふうに思います。

4番目に、将来負担比率の健全化比率が350%っていうんですね。ただ、100億円の財政規模で350億円までいいですよなんてこと言ってるわけですよ。こんなでたらめなね、基準がありますかってんですよ。まあ、20年償還にした場合、その17億5,000万円毎年払って、そして、それに金利がつくわけですから19億円なるわけですね。公債費19%なんちゅうでたらめな数字を国が奨励するんかっということになるんですけども、ちなみに実質公債比率は25%に設定してんですね。基準は。

こんな高い公債比率でいいなんちゅうことを国が堂々と言うなんちゅうこと自体がちょっと異常じゃないかというふうに、私、思うんですけども、これらの基準について監査委員はどのように考えるのかお尋ねしたいと思います。

最後に、特別会計の営業収益についてなんですけども、これ、手数料・使用料等も含めてこれじゃ足りないからということで大体健康温泉館にしても、あるいは集落排水にしても何にしても一般会計からかなり援助して出してんですね。にもかかわらず資金不足はないと。資金不足比率というものに反映されないというふうになってんですね。これはどういうことっているのかちゅうのが私にはよく理解できないんですけども、そこ辺についてわかるように財政担当かどうか分かりませんが、わかるように教えていただきたいんですが。

以上です。

○議長（三重野精二君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） それでは自席から失礼させていただきます。

8番議員の質問でございますが、まず、1点目の監査委員ごとの肩書きのことでございます。

この審査意見書については由布市監査委員ということで名前を書いてございます。で、例月につきましては連名で書いたような格好になりますが、今後は統一した方法にしていきたいと思っております。法律では「監査委員は……」という書き出しになっておりますし、当然合議の意見・報告となりますので、その点は充分留意して統一した報告にいたしたいと思っております。

次に、9月中に議会に報告することが必要とされているという、その根拠でございますが、これは特段ございません。

いわば、年度内といいますか、監査が終わってそして（発言する者あり）そうですか。はい、はい。まあ、これについては別に担当の課よりお答えさせていただきます。

私に質問のございましたことでございますが、これについては以上のようなことかと思っております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） それでは8番議員の報告第6号の件で2点目以降についての質疑につきまして回答させていただきます。

まず、2点目の9月中に議会に報告することが必要とされている根拠を示せということですが、正式にはこの法令は「速やかに」とあるだけで、何月までという明記はされておられません。

ただ、実際問題として国の方としては、国も特に総務省でございますが、現在決算統計を数値まとめておりますが、これの公表が11月末ということで確定値をその時点で合わせたいという考えがございます。で、そうしますと総務大臣への報告が10月末ということになることからスケジュール的に考えた場合に市町村での議会への報告というのは9月中になるということから、今回9月ということにしております。実際にもう、現に県から9月末か10月初めぐらいにはもう報告してくださいというふうな文面もきてるところでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）はい。

それから3点目の一般会計等の「等」の意味、それから普通会計に相当する会計の件でございますが、これにつきましては由布市の場合は、この「等」というのは一般会計に属する特別会計をいまして、由布市の場合ではこれ、普通会計も同じでございますが、どの会計が該当するかといいますと公共用地の先行取得事業の特別会計。これが一般会計「等」に当たりますし、普通会計での、一般会計以外の会計ではこれが当たるというふうになっております。

ただ、この会計につきましては19年度は支出はございません。

それから4点目の将来負担率が350%というのはちょっと高すぎといいますか、多すぎじゃないかという御指摘でございますが、これにつきましても国が示した基準ですので、私どもの方で比率の高い低いということについては言える立場にはございませんが、ただ、私どもが推察した上では将来負担比率というのが算定の要素になっておりますのが、実質公債比率、これが特に将来負担比率と共通する箇所が多いものですから、この実質公債比率が一般的に25%というふうになっておりますんで、これの地方債の償還年数約十四、五年という設定から350%になったのかなということで、定かではありませんけども、そういうようなことで私どもはとらえております。（発言する者あり）

それから最後の特別会計の営業収益に一般会計から繰り入れしてるっちゃうことで資金不足ではないのかということと、資金不足比率はどんな場合を指すのかということですが、これにつきましても一般会計から特別会計への繰り出しにつきましても、普通交付税で算入されております。こういうことから特別会計への繰り出し基準に定めた額を支出しているということでございます。

資金不足比率というのはどういうものかというものにつきましては、先般資料で差し上げた中に一応算式を一番最後のページに載せてありますが、まあ、端的に言えば法適用企業であれば流動負債が流動資産よりも多い場合、ごく当たり前のことですが、そういうのを言っておりますし、法非適用企業であれば、いわゆる支出といいますか、それが多い場合形式収支が赤字の場合というふうにとらえております。

以上でございます。

○議員（8番 西郡 均君） はい、いいです。

○議長（三重野精二君） ほかにありませんか。次に、7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 1点だけ確認させていただきたいんですが、この健全化判断比率の審査が行われるようになりましたけれども、今後は一般会計、特別会計すべてを連結した決算形式をとることになると思うんですけれども、この実施予定をお聞かせください。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 質問を受けたんですけど、ちょっととらえ方が……、ちょっとどうかかなと思ったんですが、今回健全化判断比率で連結云々というふうに言っておりますのは、すべての会計を連結した連結での実質赤字比率ですね。これの指標を示すようになったわけですし、溝口議員言われる全部の会計を連結した決算云々ということにつきましては、これは前財政担当課長のときに説明もあったかと思っておりますけど、「地方公共団体における行政改革のさらなる推進」というこれの指針の中で新公会計制度これの整備が示されております。で、これを受けまして由布市では21年度の9月議会、ですから来年——約1年後ですかね——そのときの9月議会で20年度の決算に基づくすべての会計を連結した財務諸表の4表というのがございますが、貸借対照表、行政コストの計算書、それから資金収支計算書、純資産変動計算書、この4表を公表するというようにしております。したがって来年の9月議会でお示しできるということでございます。

○議員（7番 溝口 泰章君） はい。

○議長（三重野精二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第3. 認定第1号

○議長（三重野精二君） 次に日程第3、認定第1号平成19年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 先ほどの健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書も同じなんですけどね。この審査は市長から提出されたちゅうだけで、その市長から審査に付された日が欠落してんですね。今回の書類については。これはかなり意図的だというふうに思うんですけども、とりわけ水道については前の代表監査委員は私の主張に御同意いただかなかったんですけどね。

どうということかと言いますと、水道会計の決算は5月末日までに市長に水道事業管理者は提出しなきゃらんというふうになつとるわけです。ところが、昨年の決算はあろうことか水道会計を一番最後に決算審査しとんですね。

まあ、今年度どういうふうにかつちゅう経過、様子を見ようと思ったら、まあ、水道会計は先に、8月にやって決算をやって12月に一般会計やるちゅうことなんで、それはそれで経過の推移がそうなただけのことなんですけども、その審査の付された日がいつかつちゅうのをきつちつと書かないでやるというのは、私はこれまでもなかったことやし、何でこういうことをわざとやるんかなと。

まあ、答えようがないんかと思えますけど、そのときはぜひ議場にいる議選の監査委員さんかわりに指名してやってください。お答えいただけると思えます。

2つ目は、その意見書の書き方なんですけども、去年と大きく変わっております。毎年同じことを書いていると私もつつこみようがあるんですけども、こういうふうに目先を変えられると読み込むのが大変で非常に申し分ないというよりも、申しようがないというような状態になるんですけども、なぜ大きく変えたのかそこ辺を教えてください。

まあ、これも当事者じゃないんで、議場のおられる監査委員さんに言ってもらえれば速やかな回答が出るんでないかと思えます。

3点目は、一般質問のうちにこれは監査委員自身が答えたことなんです。いわゆる漫然と赤字を予想したんじゃないと。いわゆる経費の節減や経営改善を一定程度努力をした上でそういうことを言ったんだというふうに説明されました。

しかし、大内の井戸掘削については会計管理者が水道課長の当時ですから、もう何年前ですかね。——4年以上前ですかね。その当時からもういわれてたことなんでね。それに対してどういう対抗策を講じてきたのかということが重要な問題だと私は思うんです。そういうことを検討された上でああいうふうに言ったのかどうか、その点が特に気になりますんで、そのことについてやっぱり付け加えてお答えをいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） それじゃあ8番議員の質問にお答えいたします。

まず1点目は決算認定の中でございますが、意見書に審査に付された日付がないということでございますが、これについてはいろいろの書籍を見ても特に問題がないと考えております。今後検討してそれが必要であればそのようなこともいたしたいと思っております。

次に、意見書の書き方が大きく、こう変わっているということでございますが、よりわかりやすい意見書にという考えで今回このような書き方で報告をいたしております。

3点目ですが、井水の問題にどう対処するのかということでございますが、これにつきましては既にもうその井水を利用してることでございますので、今さら市の方からそれをどうしようということとはできないんじゃないかと思っております。いずれにしても水道水の利用が大きくなるように、赤字を少なくするようなそういう方策を検討してもらえればと思っております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これは同じ事を水道課長にお尋ねしたいんですが、引継ぎの段階で既にそのことは充分わかってたと思うんですよね。大口の井戸から水をくみ上げるということが。前任者が既に承知してたことで当時の水道の運協の方にもそれかかったわけですから、となると、それに対抗してどういうふうな手を打つかということでかなりいろいろ苦慮したと思うんですけれども、それこそ漫然に今日まで過ごしていたのか、それともそういうことしないようにと——その医大や……、特に今回みたいに何、何とか大学がああいう法人になったら国の直轄じゃないからそういうふうなわけにもいかん、自主経営努力を求められて大学も仕方なしにそういうにしよるんか、大学かどうかわからんけども。私達に報告があったのは大学のことだったんですけども。それに対してそれはもうできなくなったから対抗策ちゅうか、対応がいろいろできなくなったからほかの面でこういう努力をしようというような計画的に何かいろいろやったことがあのか、その辺について教えていただきたいんですけれども。とりわけ気になることなんですけども……、まあ、それだけお答えください。

○議長（三重野精二君） 水道課長。

○水道課長（目野 直文君） 水道課長です。医大の井戸水への利用につきましては、国の方からの指導ということで余りにも大分の本大の方とここの附属病院の方とセットにいたしまして井戸水をしたという事で聞いていたわけですが、その中で、したら私の方の対応っていうんですか——は、当時、私聞いたときにしたらその井戸水を利用する場合にはどれだけ利用するんかということで7対3で7を井戸水を利用したいということなんです、うちの方は当時から医大の誘致ということであそこに1日2,000トンということで過大投資をしてきたのでそれはどうにかならないかということで話はしてきたんですが、どちらにしても本省の方の指導とい

うことでそれについてはどうしようもないということできております。

そして、ほかの自治体等につきましてもそういう井戸水の利用方法等についてどうしているかということで、このことにつきましてはこの規制がないために余り……、何て言いますか、いろいろと言うてくことができないというんですか、まあ、規制なり指導ってということにならないということでございます。対応としては、そういう協議は進めてまいりました。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） あそこについては漏水も——メーター機の故障のときにも煮え湯をちょっと飲まされた覚えがあるんですけどね、こちらも多少飲ました分もありますけども、いずれにしてもやっぱり向こうの言いなりになるというんじゃないかと、やっぱり強行に訴える手段のちゅうのは別に方策は取れなかったんですかね。上とは充分協議しながらやったんですか。その水道事業管理者とは。

○議長（三重野精二君） 水道課長。

○水道課長（目野 直文君） 減額になる予想等につきまして協議は進めてまいったところでございます。それ以上の前もつてのちゅうことはございません。

○議長（三重野精二君） 次に7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 認定1号の23ページになりますか、水道料金欠損分144名1,064件の挟間・湯布院の内訳を教えてください。1点目はそれです。

2点目はこの未納者に対する措置として給配水の停止などは行っているのかどうか、その具体的数値もお教えてください。

3点目に今度は決算書で今言った144名、1,064件ですが、意見書の8ページに目を転じますと114名で1,064件、金額も欠損の額が決算書では358万5,000円、意見書では373万円とちょっと数値が違うのでその理由を教えてください。

以上3点です。

○議長（三重野精二君） 水道課長。

○水道課長（目野 直文君） 水道課長です。7番議員さんにお答えします。

1の湯布院・挟間の内訳でございます。挟間が78名の605件ということでございます。で、税抜きで194万7,134円ということでございます。湯布院が66名の459件、税抜きで160万5,543円ということでございまして、合計が144名の1,064件で355万2,677円ということでございます。

先ほど358万5,221円でありましたが、これは水道料金の還付金が3万2,544円含まれておりますので欠損分といたしましては355万2,677円ということでございます。

で、この358万5,000円ということなんです、355万2,677円ということでござ

います。で、373万円と違うっていうことは、私、これの説明時に申すのを落としたんだろうということではありますが、この決算書の収益的予算説明では税抜きで計算書になっておりますので、税抜きと税込みの違いが出ております。

で、2番目の料金未納者への措置として配水停止、給水停止は行っていないかということですが、これまでは給水停止の措置は行っておりません。ただ、現在滞納整理の徴収といたしまして毎月第4の木曜日を夜間徴収日と定めまして水道課及び振興局の水道係等の全職員におきましてその日に当たっている次第でございます。で、それは戸別訪問を行っております。で、戸別訪問をする際に一括納入の困難な方につきましては、分割納入計画書を提出をしていただきまして、納入を勧めている次第でございます。

で、これまでは給水停止の処分要綱等ございませんでしたので、今回「給水停止取り扱い要綱」を作成いたしまして現在公示を行っております。それが10月1日施行ということで、これからこの停止処分要綱に沿って停止措置も臨んでいきたいと思っております。

以上です。（「あれっ、意見書の方の」と呼ぶ者あり）はい。（「意見書との数値は……。この114名っちゃうのが……。いいかな。144名から114名に意見書でかわっているのはこの償還にかかわることですか」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 水道課長。

○水道課長（目野 直文君） 水道課長です。

正しくは144名であります。（「意見書が間違えたんやな」「意見書は144に変えればいい」と呼ぶ者あり）はい、そうです。大変恐れ入ります。

○議長（三重野精二君） 代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員。7番議員の御質問の関係でございます。

決算書では未納欠損が「144名」ということになっております。この意見書では「114名」となっております。意見書は8ページですが、水道料金の収入状況表の下の文章のところですが2行目に「114名」と記載しております。まあ、この人数につきましては「144名」が正しいものでございます。訂正方をお願いいたしたいと思っております。大変申しわけございません。

○議長（三重野精二君） 次に1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 認定第1号についてですが、貸借対照表を見ますと、水道会計の預金現金8億3,000万円ぐらいの預金現金を含めて流動資産9億5,000万円ぐらいあるというふうに報告されておりますが、これの活用はどう考えているのかということと、それに関連しまして監査意見書の12ページですが、ここに――先ほど8番議員からも指摘がありましたけれども――大口使用者の地下水利用により21年度の決算から赤字が見込まれるということが書かれてあります。で、水道料金の見直しが必要になろうかと考えますということを監査委員の方

から意見が出ております。これを受けて水道料金の見直しをするつもりなのかどうかお伺いいたします。

○議長（三重野精二君） 水道課長。

○水道課長（目野 直文君） 水道課長です。

4ページでございますが、流動資産合計が9億5,000万円ほどちゅうことでございますが、その活用はちゅうことであります。流動資産の合計が9億4,739万8,509円ありますが、これより流動負債の1,026万8,890円と繰越利益剰余金の6,414万5,005円を引きました8億7,298万4,000円ばかりが湯布院での20年度予算計上してありますが、まあ、紫外線処理の認可変更委託業務を今出しとります。が、それに伴う処理施設や計画ではあります。ピーク時等によります配水容量不足によります配水地の増設等の今後の資本的事業への補てん財源への使用となります。

そして、水道料金の見直しということでございますが、水道料金につきましては現在由布市の基本計画策定を21年度末までに行いますので今発注しておりますが、この計画で国が示している簡易水道事業統合計画も行うわけでございますが、この計画書の策定後に十分に検討してまいりたいと思っておる次第でございます。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 以前から言われておりましたけれども、水道料金の見直しということなんですけれども、この監査委員意見書を見ますと真ん中あたりですね、「平成21年度決算より累積欠損金となりかねないため水道料金の見直しが必要です。しかしながら、市民に過大な負担をかけることなく云々かんぬんがありまして、水道施設及び水源確保を努め老朽施設の改修計画及び総合計画の策定を進めるとともに、その事業規模に即した適性水道料金の見直しを検討されたい」ということです。今、21年度末までに計画を策定すると言われておりますけれども21年度決算からもう赤字になるということのようです。で、そこら辺をどういうふうに計算して見直しをするつもりなのか。

それから、見直しも赤字になったから水道料金見直しをするということだけではなくて、水道が——例えば水源地から水道を一本化することによって共通水道料金を設定するみたいなことも計画に上がっているのかどうか教えてください。

○議長（三重野精二君） 水道課長。

○水道課長（目野 直文君） 水道課長です。

見直し等水道料金につきましては、この水道事業の基本計画及び統合計画でございますが——の計画が策定終了しなければ今後の事業計画等が上がりませんので、その計画が上がってからどういう国庫補助に何が対象になる、ならない等のこともございますので、その後の検討になり

ます。

で、水源地からの水道の一本化ってということございますが、例えば塚原水源の水源地測量が昨年1年間をかけてしましたが、これらにともないます水量使用につきましても、この計画書の中で考えて検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第4．議案第60号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第4、議案第60号由布市みらいふるさと基金条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 以前「飲んだら乗るな条例」ですか、何かいうの出したときに、早速、即施行をするのにもかかわらず規則が準備されてないということがあったんですけども、この条例を見ますと公布から施行になってんですね。こういう公布から施行の場合はすぐに規則条項をうたってるわけですからいっしょに参考資料として提出してほしいということ前回お願いして、そういうふうにしましょうということだったんですけど、今度は出てないんですけども、規則の準備をしているのかどうかその辺をお尋ねしたいと思います。

2つ目は、歳入見てわかるように款・項・目・節すべてが「寄附金」なんですね。こういう特定の寄附金の場合、説明欄で詳細を書かないとわからないようなことじゃなくって、やっぱり予算書で当該の人たちにもわかるように特定寄附者や、あるいはまたこのみらいふるさと寄附金ですか、そういうものをやっぱり目・節のところできちっと分けるというのが必要じゃないかというふうに思うんですけども、そこ辺まで考えてその予算組みも今度はしているようです。どっちが答えると、これ自由なんですけれども、そういう検討されたのかどうかも含めて財政が答えても総合政策が答えても結構なんですけれども、教えていただきたいと思えます。

それと、第8条については、運用状況の公表というのを毎年度終了後6カ月以内としています。そのようにする根拠があるのか教えていただきたいと。

今回のように12月で決算議会をやると毎年、年度終了後の9カ月目になるんですね。そういう差しさわりのあるそういう条例を表現にすべきではないというふうに思うんですけども、以上の点についてお答えいただきたいと思えます。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長でございます。

まず1点目の規則につきましては、地方団体の長が自治法の第15条第1項の規定に基づいて

その権限に属する事務について制定する法規でございます。長の専属的権限に関するものと条例からの委任、または実施事項に大きく大別されると思います。地方自治法第96条に規定される議決事件に該当いたしませんので提出をいたしておりませんが、本条例におきましては審査の参考に必要であろうと思われまますので、所管の常任委員会に必要条項の規則案を御提示したいというふうに考えております。

2点目に関しては、財政課長の方で御答弁いたします。

それから3点目の運用状況の公表についてであります。これは本来会計年度終了後できるだけ速やかに行うべきであろうと考えております。例えば、自治法の243条の3、第2項に規定される出資法人等の財政状況等は次の議会という規定がされておりますので通常6月議会で報告をいたしております。

で、本条例におきまして決算議会に合わせてという意味ではなくて、できるだけ早い時期と考えておりますので6カ月以内であれば、まあ、充分余裕があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） それでは2点目の質問につきまして回答させていただきます。

寄附金につきましては、今まで一般寄附のみということから予算書につきましても目と節に寄附金という表示で細節において寄附金の名称を表示してたわけですが、今後特定寄附といいますが、指定寄附等が発生した時点で節においてその表示区分をどのように表示するかということで検討してまいりたいと思います。

なお、このふるさと納税の寄附金につきましては、私どもの財政当局の見解としては一般寄附として受け入れをして、「みらいふるさと基金」として積み立てをして基金条例にのっとった用途での決定をしたいと考えているところです。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 一般寄附としてというけども、寄附をする人の意図は明確になってるわけですね。ふるさとのためにということと特に由布市外の出身の方がこういうふうにしたいたいということとでくれるわけですから、その点は一目でわかるようにした方がいいというふうに私も思うんで、ぜひ検討の中でそこを重視してもらいたいというふうに思います。

以上でいいです。

○議長（三重野精二君） 次に、16番、田中真理子さん。

○議員（16番 田中真理子君） 私は提案理由のその中の、ちょっと言葉がどうかなと思ったんですけど、「貢献」という言葉にちょっとひっかかったんです。で、ふるさとに対して「貢献し

たい方々」そういうふうにとらないといけないんですね。説明をお願いします。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） ただいまの田中議員の御質問について御答弁いたします。

この条例に定めます基金に積み立てるための寄附金を通じて、まあ、ふるさとに貢献をしたいと。そういうふうに御解釈願いたいと思います。

○議員（16番 田中真理子君） いいです。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は15時25分とします。

午後3時15分休憩

.....

午後3時25分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

日程第5. 議案第61号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第5、議案第61号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 条例の本文の方ごらんになってほしいんですけども、最後の附則にこの条例の施行について施行日をうたっております。地方自治法の一部を改正する法律の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するというになってます。

そこでお尋ねしたいんですけども、改正法の公布・施行日については政令で定める日というふうになってます。いつの政令第何号っちゃうんですか、それで出してる政令で、何日になってるのか。もう既に決まってるのであれば教えていただきたいと思います。それだけです。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） それでは総務課長です。8番議員の質疑にお答えいたします。

この政令につきましては、平成20年8月20日公布の政令第253号でございまして、施行期日は平成20年9月1日とするということになっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） いいですか。——西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 政令っちゃう言い方するのかな、普通。（「政令、そうです」「あ、そうですか」「政令で」と呼ぶ者あり）総務省令とかいうんじゃないくて。政令ですね。

(「政令」と呼ぶ者あり) はい。

○議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

日程第6. 議案第62号

○議長(三重野精二君) 次に、日程第6、議案第62号一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番、西郡均君。

○議員(8番 西郡 均君) 今の長い法律名を略して「整備法」というみたいですけど、その「整備法」のやはり同様、政令ですか、それについて先ほどと同じように報告していただきたいのですが。

○議長(三重野精二君) 総務課長。

○総務課長(工藤 浩二君) お答えをいたします。

1番目の「整備法」の施行日についてでございますが、平成19年9月7日公布の政令第275号で施行期日は平成20年12月1日とするというふうになっております。

2点目の施行日を12月1日としたのはなぜかということにつきましては、法律の施行日である平成20年12月1日ということにしたものでございます。

○議長(三重野精二君) これで質疑を終わります。

日程第7. 議案第63号

○議長(三重野精二君) 次に、日程第7、議案第63号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんのでこれで質疑を終わります。

日程第8. 議案第64号

○議長(三重野精二君) 次に、日程第8、議案第64号由布市土地開発公社定款の変更についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番、西郡均君。

○議員(8番 西郡 均君) 先ほどの「整備法」とこの「公有地の拡大の推進に関する法律」とはどんな関係にあるのか、それをわかるように教えていただきたいんですが。

2つ目は、これまで監事は、この定款に定められた民法59号の仕事っていうのはやってこな

かったんですね。会計決算のみしか。まあ、それもさせてこなかったって言った方が正解かどうかかわからんですけれども、有能な代表監事を——代表監査委員を監事にしとった割にはずさんな土地開発公社だったというふうに思うんですけども、今後もそういうことに頓着しないのかどうか。

最後にこの「整備法」では先ほど言いましたように、もう既に施行日が決まっているということですね、総務課長の話ですと。にもかかわらずあえてこういう施行の日付の仕方、まあ、文章でいうと長ったらしくいろいろ書いてますよね——にしたのかどうか。「この定款は大分県知事の認可を得て一般社団法人……——あ、これはまあいいや。——整備法の施行の日から施行する」というふうになってますが、これをすっきりと先ほどの施行日からというふうにはできなかったものか。その認可が著しくこれを下がるってということないと思うんですけども、そこ辺についてをお答えいただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長でございます。

1点目の「公拡法」と「整備法」の関係ですが、「整備法」にうたわれている関係法律の1つということでございます。「整備法」の第216条において「公拡法」の一部が改正をされているという、そういう関係でございます。

それから2点目の公社の監事の業務についてでございますが、財産の状況のみではなく、理事の業務の執行状況についても行っていただきたいというふうに考えておりますし、公社理事会でも御指摘がありましたように、今年度は中間監査の方も予定をいたしております。

それから3点目につきましては、どちらにしても間違いではないというような見解の中で、別に意図的なものがあるわけではありませんが、20年12月1日とすることも可能だったと思われませんが、先ほど言われましたような知事の認可の関係もありますので、今回はこういう形で記載をさせていただきました。

以上でございます。（「理事が認めたのが悪いわな」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第9．議案第65号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第9、議案第65号大分県交通災害共済組合規約の変更に関する協議についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 協議についてでありますから協議がついてどのように行われるの

か。

前回の関連議案は協議は簡略化して、この規約ができた後に協議をするみたいなことを言っていたんですけど、今回のこの協議はどういうふうに、形で行われてるのか教えていただきたいと思います。

2つ目は、会計管理者を置くようになったのは何年前ですかね。——昨年ですか。4月1日から実施してるわけなんですけども、その地方自治法の一部改正がこうした組合には適用が、施行日がずれてるんかどうか、それが知りたいんですけども。

もし、忘れてたんなら「大変申しわけありませんでした」の一言もあつていいんじゃないかと。——もちろんその組合からですよ。ほで、「今後二度とこういうことはしません」ちゅうぐらいのことがあつてよかったんじゃないかと思うんですけども、詳細説明の中にも一言もそれは触れてません。一体どういうことなのか教えていただきたい、思います。

ちなみに、現代の役員の方の名簿とか、あるいは新しく改正された時点で新しい規約をきちっといただけるものなのかどうかも含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐藤 和明君） 防災安全課長です。8番議員の質問にお答えいたします。

1点目の協議につきましては、加入市町村が議会がすべて終わった後で行うということ聞いております。

それから2点目の会計管理者につきましては、平成19年4月1日から会計管理者を設置しております。規約の改正についてなされてないということで県の方から指導がありまして今回12条の改正にあわせて改正を行うこととございます。（発言する者あり）

それから、3点目はそういうことで今後こういうことないようにするということとございます。

4点目の組合の役員名簿と改正後の規約はいただけるのかということとありますが、これは次回の協議会の役員会名簿等を差し上げることが可能かということで確認をしてみるということ聞いております。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第10. 議案第66号

日程第11. 議案第67号

日程第12. 議案第68号

日程第13. 議案第69号

日程第14. 議案第70号

日程第15. 議案第71号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第10、議案第66号大分市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてから日程第15、議案第71号中津市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてまでの6件については関連がありますので、一括議題として質疑を行います、質疑の通告がありませんのでこれで質疑を終わります。

日程第16. 議案第72号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第16、議案第72号平成20年度由布市一般会計補正予算（第2号）についてを議題として質疑を行います。

議案第72号平成20年度由布市一般会計補正予算（第2号）質疑の通告がありますので、順次発言を許しますが、最初に歳入全般、次に歳出の款別に通告順に行います。

それでは最初に歳入全般について質疑を行います。

8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 8ページを開いてください。

ここに農林水産業費分担金ということで過年度分の分担金が新規でずっと上がってます。現年度分の特定財源の目である分担金負担金のところに過年度分を入れるということは間違いではないかと思うんですけども、私は21款の諸収入の中の4目過年度収入の中に節で農林業過年度分担金というふうにして入れるべきじゃないかというふうには思うんですけども……。

だって、その上のページ、7ページの財源内訳を見てもこの農林水産業費分担金は一般財源化しております。だから、特定財源の款に属する分担金負担金のところで過年度収入として扱うのはどうかなというふうには思うんですが、どうでしょうか。

2点目の件については取り下げます。

3点目については、どういうことをいったかと言うと、この2目の土木費分担金の市営急傾斜地対策事業分担金は条例がないにもかかわらずということで指摘したんですけども、条例があるということで課長からいただきました。

しかし残念ながら建設になくて農政にあるということだったんですけども、なぜそういうことになってるのか。これは課長もよくわからんということなんで、農政課長かあるいは統括責任者であります産業建設部長さんの方に、なぜその市営急傾斜地の地元分担金が建設になくて農政の中にあるのか教えていただきたい。まあ、どなたでも結構ですよ。建設課長、その後疑問に思っ
て調べられてるなら建設課長からでも結構です。教えていただきたいと思います。

次は、合併対策国庫補助金が軒並み1割カットをされて、図書館のオンライン化業務に至っては全額カットなんですね。どこになるんですかね……。合併補助金。9ページ、次の9ページの

一番上ですね、国庫補助金の中の。

とりわけ、これ歳出と関連するんですけども図書館オンライン化に至っては県が半額しか補助しないため全額一般財源で充当しとるわけですね。なぜこういうことになったのかちゅうことは私には理解できないんですけども、最初のヒアリングのときによく聞いてなかったんか、それとも国が方針転換して急激に1割カット、あるいはまた、この特定のものについてはもう全額カットというなことになったのか。そこ辺の事情のわかる方はきちっと説明してほしいと思います。

次の寄附金のことは先ほどの条例の中で言ったんでこれも取り下げます。

それと小野屋櫟木線、今、工事途中までやってますけども減額になってるのが外野の席の方からでは何か同意ができないからだという声も上がってましたけども、なぜあんな過疎債の多額に要するやつをいとも簡単にできなくなったちゅうことで今定例会で削減するのかっていうのは甚だ疑問なんで、その事情もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

歳入については以上です。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。それでは歳入の部分でまず1点目の農林水産業費分担金、これについて過年度分ということであるから13款の分担金及び負担金で受けるのは間違いではないかという御質問でございますが、国庫補助金それから県の補助金、これの過年度収入につきましては、さきほど8番議員おっしゃられた21款の諸収入の4目の過年度収入ということで予算計上、これまでもしてまいりましたが、これ以外の科目については、その過年度収入ということについては本来のそれぞれの款で受け入れるということにしております。

ですから、市税の滞納繰り越し分と同じというような考え方でよろしいかと思います。

それから4番目——先に私の方の担当の回答ということで4番目の回答を先にさせていただきますが——合併対策の国庫補助金、これが軒並みカットされたということの質問でございますが、これにつきましては、当初国の合併補助金ということで教育施設の整備事業、それから図書館のオンラインというこの2つの事業を国の方に交付申請をいたしました。ところが、図書館のオンラインの方がちょっと対象にならないということで教育施設の事務費のみが3,200万円ということで内示がございました。このことから図書館のオンライン事業につきましては、県の補助金といいますか交付金の事業として申請をしまして県からは内示がありました。そのことで今回補正で調整を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 省一君） 8番議員にお答えいたします。

急傾斜地対策事業の分担金徴収条例が何で農林業の中に入ってるんかということなんでございますが、一応総務課の方に聞いて調べてもらったんですけど、合併当時にそのまま入ったんじゃないかということなんです、一応建設課の方に回してもらうことを頼んでおります。

それと次に、小野屋櫟木線の改良につきまして何で減額になったかということですが、市道小野屋櫟木線につきましては平成19年度の事業分を今繰り越して相続・用地関係の取得事務を進めておりますが、計画内に2個の池がございます。池というのが昔飲み水を取っておりました、俗に言う井路工なんです、その関係の相続が時間を要してるという関係で、今年度につきましてその相続関係をピシャッと終わってから次年度工事にかかるということになりまして、今年度計画をいたしておりました下部工工事を次年度に回しております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） これでは歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出について款別に質疑を行います。

まず、2款総務費について。

最初に8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 還付金と税電算システムのところで……、13ページですかね。税務総務費。税源移譲で還付金が出るってということなんですけども、この4,100万円の計算根拠、わかりやすく教えてほしいんですけども。

それとよくわからなかったのが、公的年金のうんちゃらかんちゃら言った税電算システム改修業務の1,800万円。これについて理解ができるように教えていただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 税務課長。

○税務課長（飯倉 敏雄君） 税務課長でございます。8番議員にお答えをしたいと思います。

7番でございますけども、システムの改修事業等につきましての説明でございますけども、これはもう御承知のとおり公的年金等からの個人住民税の特別徴収及び公的年金等の支払い報告書の電算化に係るシステム整備ということでございます。

で、この予算を計上した時点では何も見えない状態のことございまして、国の方から一方的にこのようなことということでいわれまして、オルゴの方で試算をしてもらいました。この当時の試算が1,800万円ということでございます。その後明細が届きまして内容的には情報伝達システムの整備費用といたしまして500万円と。それから税務関係の機関システムの改修費用ということで、これが一番高くて1,300万円ということでございます。

まあ、内容的にはこういうふうになっておるんですけどもこれの増減というのが今後発生する恐れもございますので、もし、減であればこのままの状態で行っていきたく、最終的に調整をしていきたい。しかし増が発生するのであれば、また12月のときに補正をしていきたいという

ふうと考えております。

それと、システムの改修の必要性ということでございますけども、これにつきましては6月の定例会について一部改正を行いました。で、特別徴収の制度の導入という形で改正を行っております。で、全国的に公的年金等からの情報を送信してもらうための改修ということで、これは必要性があらうかと思えます。

と言いますのも、税に関しましては公的年金の支払い報告を今現在は職員が手入力しております。このシステムを使えば電子化されますので情報が全部流れてきます。これに伴って個人的な分散ができるということで職員の手を煩わせず自然に個人の情報の中に入っていくということになってきます。

それと還付金につきましては、先ほど議員が言われましたように、税源移譲の問題でございます。で、国税が18年は3段階ございました。その後改正をされまして6段階に変更されまして、3段階の段階では税率が10%から37%ということでございます。改正後は5%から40%いうふうに変更されております。最低税率の10%が地方の方に税源移譲したということで国税では最低低利が5%に変更されて、地方では今までの5%プラスの加算の5%で10%ということになりまして、市民税につきましては6%、県民税につきましては4%の10%ということでございます。

で、この還付が発生するのは何でやということでございますけども、18年度とか19年度の、19年度につきましては所得が減りまして所得税が課せられなかった方等につきまして還付が発生をするということでございます。

で、ちょっと具体的に言いますと、退職所得者が発生すれば所得税がかからなくなりますので住民税の5%だけが宙に浮いてしまうと。その5%について還元をしましょうというのが今回の経過措置でございます。

以上でございます。（「わかった」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 次に、16番、田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） 2款1項の9目ですね。その18節の備品購入費のマイクロバス買う分ですが、今、マイクロバスの使い方は3町とも同じなんですかね。使用の仕方をちょっと教えてください。よろしいですか。

○議長（三重野精二君） 地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（古長 雅典君） 湯布院の地域振興課長です。

由布市マイクロバス運行管理規定は3振興局同じ扱いであります。この中の第3条に使用の範囲ありまして、バスは市が主催する行事、もしくは次に掲げる場合に使用することができるというふうにあります。

で、1項目目が「市が設置した付属機関、それから推進機関や町の諮問機関が公的な行事に参加する場合」ですから審議委員会ですとか委員会が公的な行事に参加する場合。

2項目目が「小中学校の児童及び生徒が郊外において実施する教育文化活動並びに体育振興のための行事に参加する場合」。

で、3項目目が「所管する課長が事業の推進・活性化等に必要と認める事業のために団体が使用する場合」。

4項目目に「特に市長が必要があると認める場合」という使用の範囲で貸し出しをしております。

○議長（三重野精二君） 田中真理子君。

○議員（16番 田中真理子君） じゃあ、ちょっともう1件だけ。

そのときに費用は伴いますかね。それはそれぞれで違うんですかね。

○議長（三重野精二君） 地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（古長 雅典君） 地域振興課長です。

費用につきましては、運転手さんの日当につきましてはそれぞれの地域振興課で組んでおります。契約管理下の方で組んでおります。

で、先ほど言いました3項目目と4項目目、「所管する課長が認めた団体」それから「特に市長が必要があると認めた団体」につきましては、燃料を満タンにして返していただくということになっております。ですから、審議会委員さんですとか、委員会が公的な行事参加するとか、小中学校の児童・生徒が使用する場合につきましては経費はかかりません。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、3款民生費について。

1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 14ページの3款1項1目障がい者福祉費の19節の中に新規の事業補助金が上がってます。ピアサポート強化事業補助金、ケアホームセンター体制強化事業補助金、それから相談支援充実強化事業補助金。これらの新規補助事業の内容がどういうものなのかを教えてください。

あと、この数字の積算根拠ですね。対象者とかそういうの、どういうふうに見てるのかを教えてください。

以上です。

○議長（三重野精二君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（加藤 康男君） 福祉対策課長です。1番、小林議員さんの御質問にお答えします。

この新規の3つの事業につきましては、本年の4月に障害者自立支援法に基づく自立支援対策臨時特例交付金の一部改正を受けまして大分県障がい者自立支援臨時特例対策事業費の補助金交付要綱の市町村事業分の一部改正がなされました。

で、その通知を本年の6月9日付で受けたものでございまして、その主な改正点につきましては事業の新規メニューの追加でありまして、平成20年度に新規事業として本市で対象となる3つの事業を計上さしていただいたものでございます。

ピアサポート強化事業の内容につきましては、障がい者を対象として障がい者当事者が障がい者をサポートしながら地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業を実施する場合に必要な器具等の購入費を補助するものでございます。

補助基準といたしましては、大分圏域となります大分市・由布市ですが、1障害圏域当たり195万円以内とするということでございます。

この補助率は県費として10分の10となっております。

で、対象施設としましては、庄内厚生館の木埋学園、同じく緑の家と大分県のぞみ園の3カ所でございます。

ケアホームの重度障害者支援体制強化事業につきましては、重度障がい者を受け入れている指定共同生活介護事業所において食事介助や入浴介助等に複数の生活支援員の加配を行う——手厚く配慮するという——等の重度障がい者の支援体制を強化するために要する費用の一部を助成するというものでございます。

補助としましては、区分1人当たりの補助単価により、実利用日数を乗じて助成するものでございます。これにつきましても、県費として10分の10の補助となっております。

次に、相談支援自立強化事業につきましては、障がい者等に対して福祉施策をきめ細かく周知するために、説明会、相談会の実施、家庭訪問の実施等をきめ細かく周知することに対しまして、1市町村当たり170万円以内となっているものでございます。これにつきましても、県費で10分の10となっております。

これにつきましては、由布市社会福祉協議会障がい者相談支援センターに補助をするものでございます。先ほど申しおきましたが、ケアホームの重度障害者支援体制強化事業の補助の相手として、清流会ケアホームひだまりと、庄内厚生館ケアホームあじさいの2カ所でございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、6款農林水産業費について、まず7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 16ページの6款2項1目林業振興費の19節負補交で、イノシシ被害というのは理解できるんですけども、最近増加傾向のシカの食害についての取り組みについてないので、県や国への働きかけは行っているのかどうかを教えてください。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。シカの被害につきましては、湯布院地域を中心に発生しているようでございまして、現在のところ4月以降ですが、農産物につきましては10アールの被害数量が488キロ、それから、林産物につきましては、同じく10アール当たり、10アールで被害数量が270キロというふうになっております。ここにはまだほかにもあるようですが、実際に被害調査を農政課の方でした分については、その2点だけでございます。

県の方にもいろいろと相談をさせていただいたんですが、協議会を設置して、国県の補助が受けられる制度がございましたので、現在その協議会設置に向けて事務を進めているところでございまして、その協議会を設置するためには、鳥獣被害防止計画、3年計画というものを作成しなければなりません、この計画書も既に県の方に提出をして認められております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、17番、利光直人君。

○議員（17番 利光 直人君） 6款5目の負補交19、642万1,000円のこの負担金の内訳を、私はよう説明したかどうかわからんのですけど、教えてください。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。負担金の予算措置を当初予算で昨年の実績に基づきまして予算措置をしております。これが1,132万5,000円になっておりますが、20年度の申請受け付けでもう20年度については締め切りをいたしておりますが、19年度の申請分とあわせて、1,774万5,000円の市負担金となりますので、その差額を642万円補正をいたしております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 今のとこのちょっと上です。6款1項4目の負補交の草地林地一体化利用総合整備事業負担金なんです、これは前から塚原の全共跡地にかかわる負担金が出てくると思いますけど、あそこの土地を何かプロポーザルに出して売却するというようなことを進めていたというような説明が前あったと思うんですけど、その後どうなっているのか、経過がわかれば教えてください。

○議長（三重野精二君） 産業建設部長。

○産業建設部長（萩 孝良君） 産業建設部長です。今小林議員が言われた分については、予算ということではなくて、全共跡地のその後の状況ということでよろございますか。はい。

この件については、売却に向けて公募いたしました。しかしながら、5月23日までの申し込み期限ということを公募しておりましたが、問い合わせは5件ありまして、しかしながら売却に

ついでにの申し込みは、1件もなかったというような状況でございます。今後また改めて別な方法で、また公募をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三重野精二君） いいですか。次に、8款土木費について。まず7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 19ページ。8款4項2目都市景観対策費の8節報償費謝金についてですが、以前ちょっと聞いたような気もするんですけども、この謝金の内容と、このアドバイザーを環境対策に当たって条例との関連で設置しなきゃいけないのか、そういう資格者であるのかどうか。

2点目が、アドバイザーというのは、これは国家試験とか免許による有資格者であるのか、それとも、ただ景観に詳しいだけの人でもいいのか。

3点目は、その方の具体的な氏名とか所属が公表できれば、教えてください。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） お答えします。

景観アドバイザーの謝金ですが、これは今後設置予定の仮称「湯布院まちづくり協議会」の取り組みへの指導、助言をいただくためのアドバイザーへの謝金となります。景観対策に当たり、景観条例との関連で設置しなければならないというものではございません。

今回、これまでの湯布院の取り組みに詳しく、都市計画や景観計画を専門に研究されている方をお願いするようにしております。具体的には、九州大学の大学院学術研究員の高尾忠志さんをご予定しておりまして、高尾さんは、2002年度から湯布院地域の交通社会実験やさまざまな景観の取り組みにかかわってこられており、また現在策定中の景観マスタープランについても、アドバイスをいただいております。よろしくお願いたします。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 単刀直入に申し上げますけど、この人じゃなければいけないんですか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 高尾さんには、景観マスタープランの策定の中で現在無料といいますか、ボランティアで御意見をお伺いしております。高尾さんの知識とか、高尾さんの取り組みの姿勢とか、そういうことをすべて勘案をした上で、今回設置する湯布院のまちづくり協議会において、ぜひアドバイスをいただきたいとの判断に至ったので、今回補正で上げさせていただきます。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） その判断を下したのは、課長ですか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） はい、そうです。

○議長（三重野精二君） 次に、1番、小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） 3点お伺いします。

17ページの一番上の土木総務費、委託料と工事請負費、歳入もありましたけど、急傾斜地対策事業の分だという説明がありました。これ対象地が決まっていたら、どこが対象地なのか教えてください。

それから、その下の2項1目道路維持費の工事請負費3,000万円の増額なんですけど、これ2回目の補正で9,000万円まで上がっています。毎年当初ではあんまり上げずに、毎回3,000万円ずつぐらい補正で上げていっていますけれども、どうして当初のときに大体年間の維持費がかかる分ぐらいは上げられないのか、教えてください。

それから、最後、そのページの一番下、18ページの一番下です。都市計画総務費の備品購入費で、機械器具費77万2,000円、何かGISのソフトを買うみたいなことをちょっと言われてはいたけど、内容をもうちょっと詳しく教えてください。

以上です。

○議長（三重野精二君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 省一君） 建設課長です。先ほどの急傾斜地崩壊対策事業の場所につきましては、挾間町時松でございます。

それと、道路維持費につきましては、当初9,000万円の予算を要求したわけですが、予算の関係上6,000万円にカットされております。今回3,000万円をお願いしております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） GISソフトの件についてお答えします。

現在、由布市において地籍情報は既に電子化され、運用されております。現在、これに都市計画の用途地域などの情報を組み入れる作業を行っております。今回のGISのソフトの購入費は、この電子化されたデータを当課において運用するためのソフトを購入する費用となります。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） わかりました。工事請負費当初では9,000万円要求したけれども、削られたってことですかね。

○議長（三重野精二君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 省一君） そのとおりです。

○議員（1番 小林華弥子君） 昨年とか一昨年の実績を見ると、9,000万円以上やってるわけですね。その査定のとき削られたということなのか、それとも今、当初では財源がなくてあ

げられないけれども、年間では9,000万円出すという予定があったのかというところはどう
なんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 省一君） 年間計画では、去年は1億1,000万円ぐらい使っておるんです
が、19年度当初の金額ということで、9,000万円予算要求したわけですが、財源の関係も
ありますが、9,000万円すぐには使えないということで6,000万円いただきまして、今回
補正3,000万円上げさせていただいております。

○議長（三重野精二君） 小林華弥子君。

○議員（1番 小林華弥子君） あとGISソフトなんですけど、これほかの課で持っているところ
はあるんじゃないでしょうか。そういうところと共有、ソフト共有みたいなことはできないん
でしょうか。地籍図の何か各課ごとにソフトを買っていて、実は同じようなソフトを別の課が持っ
てるなんていうことが時々あるようなんですけど、そこら辺を確認されてますでしょうか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） これはライセンスの関係がありまして、ハード1台につ
き1つソフトを購入しなければならないという関係で、今回当課のハードにソフトを購入する
という形でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、10款教育費について、17番、利光直人君。

○議員（17番 利光 直人君） 23ページのB&Gの海洋センターの需用費の126万円ちゅ
うのは、これどこ、修繕費って上がっちゃうんですけど、どこをどういうふうに、湯布院のもの
か、挟間のB&Gか、場所はどこをするのか教えてください。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 利光議員さんの御質問にお答えします。

御承知のように、由布市内には挟間の海洋センターと湯布院の海洋センターがございますが、
両方とも関係してございます。

内容を申し上げますと、挟間の海洋センターにつきましては、ミニプールの給水管の漏水漏れ
の修繕が18万円、火災報知機の設備の修繕が8万円、男女更衣室の非常灯の取りかえ補修が
10万円、プール遠赤外線5号機の故障修理が15万円で、挟間海洋センターについては、計
で51万円でございます。

なおかつ、湯布院海洋センターにつきましては、体育館の用器具庫の雨漏りの補修が30万円、
それから卓球台の補修が計6台で42万円、それから、火災報知機の設備補修が3万円で、湯布
院の方につきましては75万円、あわせて126万円となっております。

以上でございます。

○議員（17番 利光 直人君） はい、ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 次に、その他について、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 給与明細書の2の次に3、給料及び職員手当の状況で、その中のアイウエオのエですね。先月も6月補正のときに言ったんですけども、かみ合わなかったんですが、これが当初予算では昇給短縮になってて、これがいわゆる施行規則と違うと。

例規集も改正されてなかったんで、それもきちっとやってから、この予算書も直近の補正のときに昇給ということで、当年度、前年度ということで昇給対象者も掲げるようにみたいな話をしていたように記憶してたんでね、それを言ったところが、6月にそういう昇給対象者がいないで入れてませんちゅうような答弁しよったんで、改めてそのことをそのとき言いましたけれども、その後検討されてもこの状態なんで、西郡均の言うことは無視しようというふうに決めてるんかどうか、そこ辺も確認したいんですが。

それと、次の26ページです。この調書を見ますと、前年度末現在高でいいのかと言ったら、「既に確定してるんでいいです」と言った割には、今年度見たら数字を皆ちょっと変えてるんですね、ちょこちょこ。ここを前年度末の現在高を変えてるだけならともかく、前年度末、前々年度末も数字を入れかえてるんじゃないかね。何でこんなことをするんか私には理解できないんですけども、いわゆる確定じゃないんですね。

けども、前年度末については、まだ決算も終わってないわけですから、それは別に差し支えないんですけども、多少入れかえよう。その前々年を当たるちゅうのは、非常にこれはよろしくない。

実は、毎回同じこと言ってるんですけども、前回は入れかえたところが、入れかえた数字が違ってらちゅうこともまたあったんですけどね、今回もまたそれで正しい方に直したんだろうというふうに思うんですけども、どうしてこういうことが起こるんかちゅうことを、最初の年は私我慢します。しかし、2年も3年もこれをやられると、ちょっと我慢できないんですね。だから、そこ辺の事情をやっぴりきちっと納得いくように説明していただきたいというふうに思います。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） それでは、西郡議員の質疑にお答えいたします。

1点目でございますが、確かに6月議会につきましては、変更がないのでということできておりませんでした。しかし、御指摘をいただきました3月の時点でさかのぼって調べてみますと、確かに様式が違ってたりしておりましたので、申しわけなく思っております。後ほどこの昇給への分につきましては、お配りいたしたいというふうに思ってるので、よろしく願いいたします。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○**財政課長（長谷川澄男君）** 財政課長です。それでは、一番最後の質問になりますけど、地方債の調書の変更ということでございますが、実は平成18年度のときからこの地方債の調書の区分が義務教育施設整備の事業と、一般単独の一般事業分、これが統合されて、この表でいきますと4に当たるんですけど、教育福祉施設等整備事業債ということで名称が変更になっております。

私どもの方もこの表に変更になったということで、この表をさわるのと同時に決算統計で地方債が33表というのが、地方債の状況が載せられてますが、これもそういうことになっておりますので、全部もう統一を図ったということでございます。

逆に今までのこの予算説明用の資料に、わざわざ打ちかえて手直しをして数値を提供という形でしてたんですが、そういうことで決算審査の地方債の状況のデータを監査事務局等にお送りするわけなんですけど、これとも整合してないということで、そういうデメリットが多いということで、それと手直しをしたことで、ちょっと端数処理の関係で1,000円差が出ておるということでもあります。要は今回提示しましたこの様式、地方債の様式に改めてこの表、この数値で今後いきたいということですので、御了解を賜りたいということでございます。

それから、前々年度の数値の累計は変わってないと思います。

以上です。

○**議長（三重野精二君）** 西郡均君。

○**議員（8番 西郡 均君）** 前回もこういう基礎資料と一緒に数字を変えますということで持ってきたんですけども、その後調べてみたらやっぱり違ってるということで、差しかえを行ったりして、一体どこを信じればいいのかわからん。もうこれ以上は間違いないと、このとおりにやって信じていいということでいいのかどうか、再度確認いたします。

○**議長（三重野精二君）** 財政課長。

○**財政課長（長谷川澄男君）** そういう解釈で結構だと思います。

ちなみに、先ほど決算統計33表も差し上げたところですので、それには合致してると思います。
以上です。

○**議長（三重野精二君）** これで議案第72号についての質疑を終わります。

日程第17．議案第73号

日程第18．議案第74号

日程第19．議案第75号

○**議長（三重野精二君）** 次に、日程第17、議案第73号平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第19、議案第75号平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの3件を議題として質疑を行います。質疑の通告が

ありませんので、これで質疑を終わります。

日程第20、議案第76号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第20、議案第76号水槽付消防ポンプ自動車の購入についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） ポンプ車の購入についてお尋ねいたします。

指名競争入札か一般競争入札か、指名ならばその理由を教えてくださいというふうに思います。まずそのお答えから。

○議長（三重野精二君） 消防署総務課長。

○消防本部総務課長（平松十四生君） 消防本部総務課長です。8番議員にお答えします。

1番については、指名による競争入札でございます。

2番、2点目、指名ならばその理由については、特殊な緊急車両の購入でございますので、車両に対しての専門的な知識や機械器具等の機能に熟知をしている専門業者を指名委員会で指名させていただきました。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 思えば、その処理場をつくる時ですね、あの立派な建物ですね、当時指名業者数が5社指名あったんですけども、そういう業者は5社しかないという説明を私うっかりうのみにしてしまったんですけど、調べてみたら50社以上あるんですね、該当する工事をするところが。

今度の特殊車両については何社ぐらい、10社ぐらいのもんでしょうか、指名したのがですね。それとも、あつこと同じように、たった少ししかない業者しか、そういう特殊車両を扱っていないかどうか。業者数を、指名業者数を教えてくださいなんですが。

○議長（三重野精二君） 消防署総務課長。

○消防本部総務課長（平松十四生君） 詳細にはわかりませんが、私の知ってる範囲では消防設備業者うちゅうのは、大分県内では5つぐらいあります。ただ、そのうちにおいて車両等を大型車両を扱っているところは、私の知っている範囲では3社です。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、17番、利光直人君。

○議員（17番 利光 直人君） 西郡議員と同一問題になりますけど、その続きをお願いしたいと思います。何度も言いますが、指名業者は何社しましたか。

私が出してる見積もり、例えば業者の一覧表を見せとかいうことを私書いちよるんじゃないけど、その辺をできたら公表してもらいたいんですけど。

○議長（三重野精二君） 消防署総務課長。

○消防本部総務課長（平松十四生君） お答えします。

指名から入札までについては、契約管理課がすべて行いましたけど、その後報告を受けましたら、一応3社で行っております。

利光議員の質問の中で、見積もり業者については、一応もう1社っております。交渉の金額については、予算要求については消防本部内で協議をしております。その理由といたしましては、15年度に消防車を由布市の挾間に配備をしております。

今回購入する湯布院のタンク車と全く形式も同じ、大きさも同じですので、それをもとに参考に仕様書を作成をしたんですけど、実質的には消防機器メーカーというのたくさんあるわけです。そのうちから数社のカタログを取り寄せまして、職員で内容を精査いたしまして、特に今回は湯布院の職員15名が、それぞれみんなで協力しまして、1年かけて精査をしました。それをまた署内で検討しまして、今年度の当初予算の中で仕様書を作成をして、上程をしたということでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○議員（17番 利光 直人君） 先ほど言った契約管理課、契約はもう契約管理課の方に出したわけですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）おたく側の契約じゃなくて。（「はい。入札まですべて」と呼ぶ者あり）すべて契約管理課の方でやったっちゃうことですね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）ふんふん。前の車の下取りとかいうのがあるんでしょう。（「下取り」と呼ぶ者あり）うん。それらも含めての金額が、この4,252万5,000円っちゃうことですか。その辺について。

○議長（三重野精二君） 消防署総務課長。

○消防本部総務課長（平松十四生君） お答えします。

今回湯布院の車両については、平成元年に購入しまして20年ほどもう経過をしております。車両については、特にもう（「スクラップか」と呼ぶ者あり）スクラップ状態ですので、結局下取りっちゃうことはもう考えられませんので、どこか福祉施設、またはそういうのが展示用に要るんであればっちゃうことで、そういうふうな働きかけはしております。

ただ、もう使えませんが、使えるんであれば部品代として相当かかる。（「もらい手がない」と呼ぶ者あり）はい。

以上です。

○議員（17番 利光 直人君） はい、わかりました。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） ちょっと今気になるんですけども、仕様の話で、先ほど例に出したところの仕様が、たまたま一つの業者でしか該当しないような仕様になってたんですね。今回の場合、そういうふうになってるような仕様じゃなかったでしょうか。そこ辺は、その3社ともに適用できるような仕様でしょうか。

○議長（三重野精二君） 消防署総務課長。

○消防本部総務課長（平松十四生君） 基本的に消防車の仕様書は、消防設備整備事業費補助事業の中で補助対象に定められておりますので、どこの仕様書も同じなんですよ。ただ附属品、艀装についてはそれぞれが違いますので、そういうのについてカタログをもらいまして精査をしました。

以上です。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

次に、追加日程第3、議案第78号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題として質疑を行います。

この件については、質疑の通告がなくても発言を許します。質疑はありますか。12番、藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） 12番、藤柴です。この提案理由を見てみますと、任期が今年の11月17日をもって満了とするため、再任をしたいためということになっておるんですが、まだ期間としては約3カ月任期満了まであるわけですけども、この任期の基準ちゅうのはどうなっているのか、1点お伺いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 12番議員にお答えをいたします。

確かに議員の御指摘のとおり、私どもも11月17日ってかなり期間があります。今回のように続投をするというものであればいいんですが、かわるということになると、やはり委員も早くから自分が後任が決まるということについては、やはりいい気持ちがしないという部分もあろうかというふうに思っておりますので、今後この部分については、人事案件の提案のことについてはどういう方法がいいのか、その市としての考え方を統一をして、議会事務局とも協議しながら、また議員さんにお示しをしたいというふうに思っております。

ただ、今回はやはり議会に提案する場合は、定例会が基本であるという考え方のもとで提案をいたしております。

○議長（三重野精二君） ほかにありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 同じような名前の方が、土地開発公社の監事をやられてるんですけども、その人について同じ人ならば、職歴等にそういうのは反映されないんですか。何か書いたら悪いようなことなんでしょうか。公職だから、私は書く必要があったんじゃないかというふうに思うんですけど。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 別に特別な考えは持ってません。ただ落としたということで、今後については、その分についても記載をしたいと思います。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

以上で、各議案の質疑が終わりました。

それでは、報告第6号、認定第1号、議案第60号から議案第76号及び議案第78号までの計20件の案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。各委員会での慎重審議をお願いいたします。

○議長（三重野精二君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、本日の予定がすべて終了しましたので、25日予定の本会議については、考案日といたします。

次回の本会議は、8月29日、午前10時から各委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。慎重審議御苦勞でありました。

午後4時30分散会
